

**平成 29 年度第 1 回
横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会**

差替

日時：平成 29 年 4 月 26 日（水）14 時半～16 時半
場所：横浜市庁舎 5 階 関係機関執務室

■ 次 第 ■

1 開 会 14:30～
健康福祉局長あいさつ

2 議 事 14:32～

- (1) 議事 1 第 4 期 横浜市地域福祉保健計画の策定について
- (2) 議事 2 第 4 期 横浜市地域福祉保健計画策定にかかる分科会について
- (3) 議事 3 第 4 期 横浜市地域福祉保健計画の策定に向けた関係団体ヒアリングについて

3 報 告 15:57～

29 年度第 4 期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール及び第 3 期横浜市地域福祉保健計画・区地域福祉保健計画推進スケジュールについて

4 閉 会 16:12～

市社協事務局長あいさつ

<委員会配付資料一覧> (※当日配布資料)

- 平成 29 年度第 1 回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 次第
- 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 委員名簿・事務局名簿 ※
- 第 4 期横浜市地域福祉保健計画の策定について (資料 1)
- 資料 1 補足資料について (資料 2)
- 横浜市をとりまく状況について (資料 3-1)
- 社会福祉法人における地域貢献について (資料 3-2)
- 「地域共生社会」の実現に向けて (資料 3-3)
- 地域福祉保健計画に関する区意見交換会まとめ (資料 3-4)
- 生活困窮者自立支援制度の動向について (資料 3-5)
- 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について (資料 3-6)
- いわゆる「ごみ屋敷」対策について (資料 3-7)
- 第 4 期 横浜市地域福祉保健計画策定にかかる分科会について (資料 4)
- 第 4 期 横浜市地域福祉保健計画の策定に向けた関係団体ヒアリングについて (資料 5)
- 平成 29 年度 第 4 期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール (資料 6)
- 平成 29 年度 第 3 期横浜市地域福祉保健計画推進スケジュール (資料 7)
- 平成 29 年度 第 3 期区地域福祉保健計画推進スケジュール (資料 8)
- 横浜市社会福祉協議会広報誌「福祉よこはま」 ※

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿

【任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日】

(敬称略)

	委員名	所 属	分 野
1	アオキ シンイチ 青木 伸一	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
2	アカザワ レイコ 赤澤 礼子	市民公募委員	市民委員
3	イノウエ アキラ 井上 彰	横浜市身体障害者団体連合会 理事	障害分野関係者
4	ウチノヘ ヒロシ 内海 宏	地域計画研究所 所長	地域まちづくり関係者
5	カワハタ タカシ 川畑 正	横浜市原宿地域ケアプラザ（戸塚区）所長	地域ケアプラザ
6	ゴウダ カナコ 合田 加奈子	前 横浜市男女共同参画推進協会 理事長	社会福祉協議会 (市社会福祉協議会理事)
7	サエキ ミカ 佐伯 美華	幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター	学校・地域連携関係者
8	サカタ ノブコ 坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
9	シモジマ クニアキ 下嶋 邦明	市民公募委員	市民委員
10	タケヤ ヤスオ 竹谷 康生	栄区シニアクラブ連合会 顧問	高齢分野関係者
11	タカカ エツコ 田高 悦子	横浜市立大学大学院 医学研究科・医学部 教授	学識経験者（保健）
12	ナカノ しずよ 中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事長	NPO・市民活動団体等 中間支援組織
13	ナワタ シンヒコ 名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者 (コミュニティ)
14	ニシオ アツシ 西尾 敦史	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	学識経験者（福祉）
15	ハタシ アキラ 畑尻 明	保土ヶ谷区連合町内会長連絡会 会長	自治会町内会関係
16	フクマツ ミヨ 福松 美代子	横浜市保健活動推進委員会 港北区会長	保健活動推進員
17	マスタ ヒデアキ 増田 英明	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
18	モリモト ヨシキ 森本 佳樹	立教大学 名誉教授	学識経験者（福祉）
19	ヤマダ ミチコ 山田 美智子	西区地域子育て支援拠点 スマイル・ポート 施設長	子育て分野関係者
20	ヨネオカ ミチエ 米岡 美智枝	西区第四地区社会福祉協議会 会長	社会福祉協議会 (地区社会福祉協議会)

第4期横浜市地域福祉保健計画の策定について

横浜市地域福祉保健計画について、次期計画（推進期間：平成31年度～35年度）の策定に向け、平成29年度から検討作業を進めます。

1 横浜市地域福祉保健計画の概要

(1) 計画の位置づけ

地域福祉保健計画は社会福祉法第107条の基づき、住民や社会福祉事業者、社会福祉に関わる活動者などの意見を反映させて、地域福祉の推進に関する事項を一体的に策定する計画とされています。

横浜市では、誰もが安心して健やかに暮らせる地域づくりを目指し、地域住民や関係団体、地域ケアプラザ、行政、社会福祉協議会等が地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として平成16年度から計画を推進しています。

(2) これまでの取組

ア 第1期計画の取組（計画期間：平成16年度～20年度）

第1期計画では、身近な地域でお互いに支えあう社会の実現をめざし、地域懇談会や検討会などを通じて住民同士が地域課題について話し合う場を設定するなど、各区では、それぞれの特性を踏まえ、全18区で区計画を策定しました。

イ 第2期計画の取組（計画期間：平成21年度～25年度）

第2期計画では、①住民主体と協働による地域づくり②必要な人に的確に支援が届くしくみづくり③地域福祉保健の取組を広げる幅広い市民参加を推進の柱として取組を進めました。

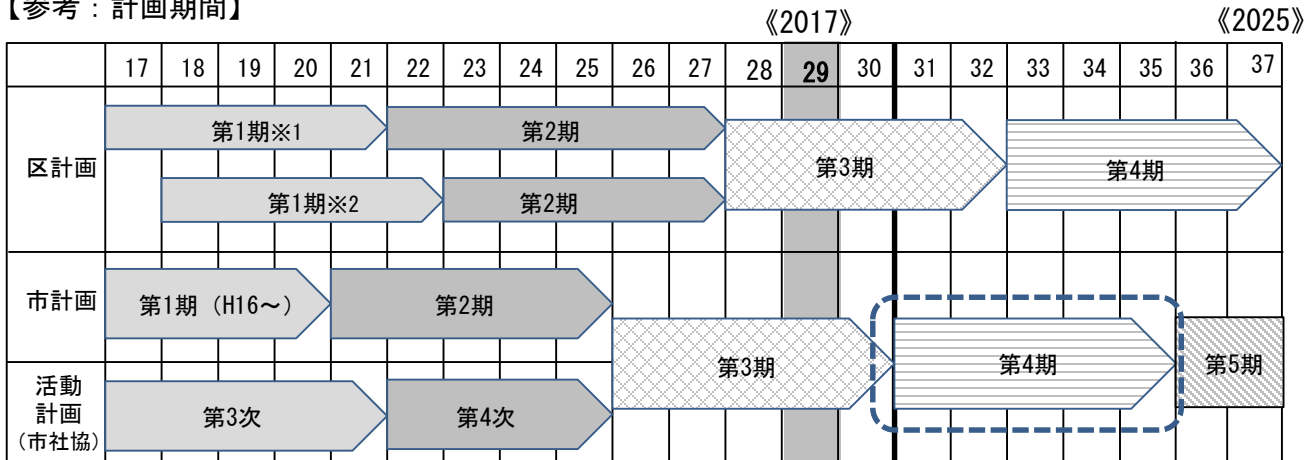
各区においては、全18区において地区別計画を策定するとともに、区役所・区社協・地域ケアプラザなどの連携により、地区別計画の推進を支援しました。

ウ 第3期計画の取組（計画期間：平成26年度～30年度）

第3期計画は、第2期の基本的な考え方を継承するとともに、さらなる地域福祉の推進を目指して横浜市社会福祉協議会が取りまとめている横浜市地域福祉活動計画（第5次計画）と一体的に策定を行いました。

2025年（平成37年）の課題等を踏まえ、健康づくり・保健活動の充実に向けた取組や幅広い市民参加の取組を市・区・地区別計画の連携のもと進めています。

【参考：計画期間】



※1 鶴見/神奈川/西/南/青葉/栄/泉

※2 中/港南/保土ヶ谷/旭/磯子/金沢/港北/緑/都筑/戸塚/瀬谷

2 第4期市計画の策定に向けて

(1) 策定検討期間について

平成29年度から策定に向けた検討を行い、平成30年12月策定を目標とします。

(2) 基本的な考え方

ア すべての市民・活動者が地域福祉保健に取り組むため、次期計画を市や市社協、区や区社協並びに地域ケアプラザが地域福祉保健を推進するための「指針」として位置付けます。

イ 第3期市計画の評価、各区・区社協、地域ケアプラザ、関係諸団体のヒアリング等の結果及び関連分野の計画の方向性等を踏まえ、計画策定を進めます。

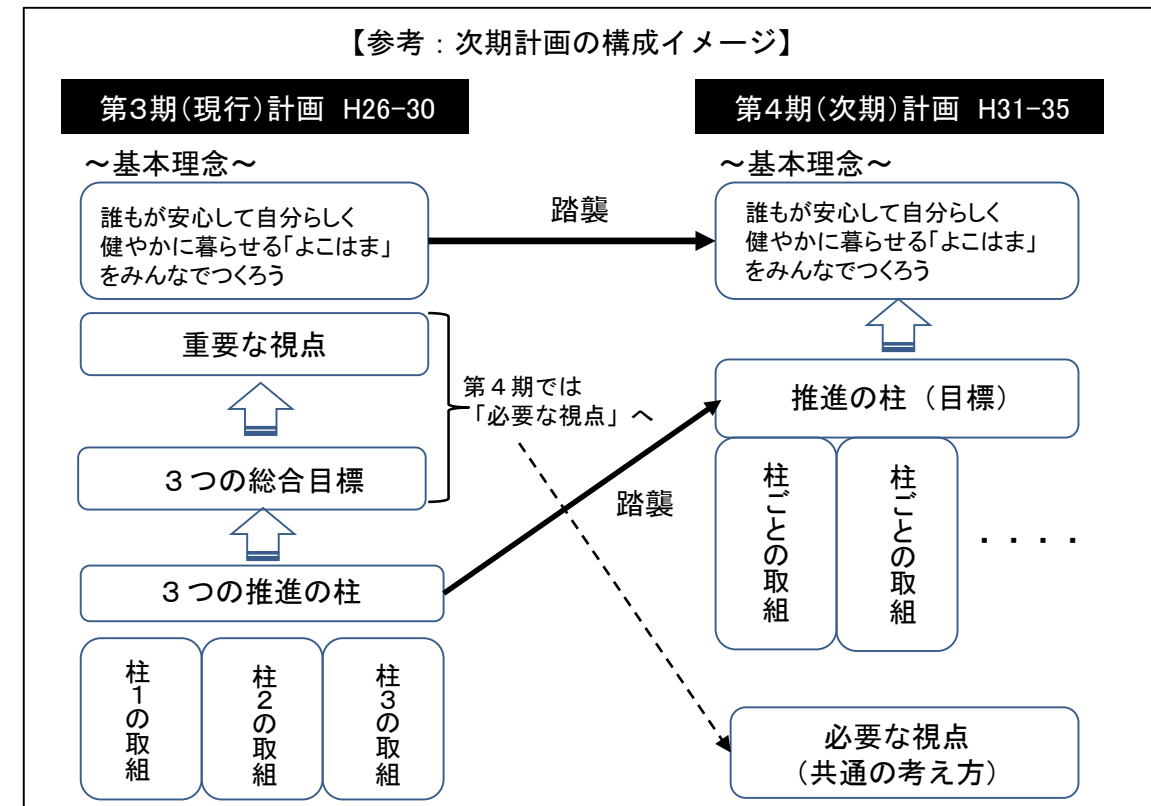
ウ 特に第3期市計画の評価から、柱ごとの達成状況においてさらに力を入れて推進する課題・取組があることを踏まえ、第3期市計画の基本理念及び推進の柱の考え方を踏襲します。

エ 横浜市基本構想（長期ビジョン）の理念に基づき、第3期市計画では、2025年に想定される課題や既に表面化している課題に対する「2025年に向けた目指す姿」を描き、その実現に向けた中間点のステップとして「計画期間である平成26年度～30年度で目指す姿」を検討しました。

第4期市計画では、引き続き2025年に想定される課題をはじめ、少子高齢化による人口減少の急速な進行を踏まえるとともに、生活困窮者自立支援制度や社会福祉法の改正など、新たな制度や枠組みを踏まえて計画を策定します。

オ 計画の推進状況をより明確に評価し、取組に反映させる仕組みをつくるため、計画の構成を整理します。現計画の総合目標を各取組の共通の考え方に、各推進の柱を目標として位置づけます。

また、取組の検討においては、市域をエリアとして重点的かつ集中的に進めていくべき事項について整理します。

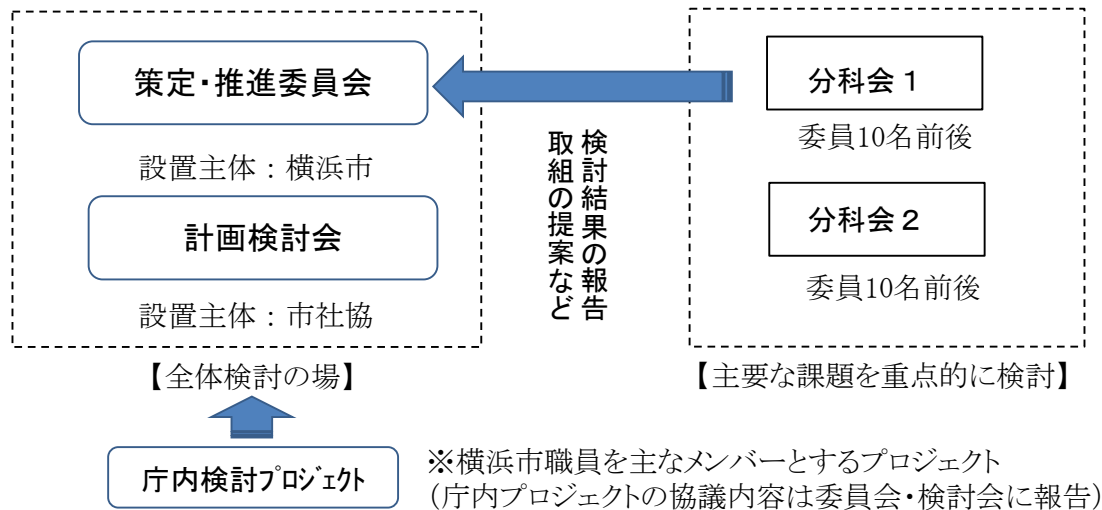


3 検討体制について

運営要綱第2条に基づき、横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会にて策定・検討を行います。なお、一部については横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会にて検討を行い、その結果を策定・推進委員会に報告します。

また、運営要綱第8条により「分科会」を設置し、特に重点的に取り組むべきテーマについて検討を行います。

【検討体制のイメージ】



4 スケジュールについて

(1) 平成29年度の会議予定など

ア 全体検討（策定・推進委員会/計画検討会）

	策定・推進委員会	計画検討会
4月下旬	【第1回】方向性の確認/分科会の設定 等	
7月上旬		【第1回】素案骨子の協議 等
10月中旬		【第2回】分科会報告/素案骨子の協議
1月下旬	【第2回】素案の協議 等	

イ 分科会1・2

分科会はそれぞれ3回の開催を想定しています。

それぞれ6月/7～8月/9～10月を予定

※分科会の開催回数は必要に応じて変更します。

(2) 策定までのスケジュール概要

年度	29年度		30年度			
	4～7月	8～3月	4～5月	6～7月	8～11月	12月
	◆データ等のとりまとめ ◆素案骨子の検討 ◆関係団体ヒアリング（～8月）	◆素案骨子の検討・策定 ◆素案の検討パブリック準備	◆パブリックコメント実施	◆意見集約・計画作成	◆計画作成 ◆計画最終案の確定	◆横浜市会における議決※→策定

※H26.3に施行した議会基本条例により、市内全域又は全市民を対象とした基本的な方向性を定める計画等のうち、特に重要なものとした計画は、議会の議決を得ることになっています。

5 分科会の検討テーマについて

第3期計画の中間評価ならびに11月の策定・推進委員会でのご意見等をうけて、次の2つのテーマについて重点的かつ集中的に検討を行い、第4期計画に反映します。

(1) 分科会1 テーマ「多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり」

ア 設置目的・内容

地域活動団体やNPO法人、社会福祉法人、企業、学校など多様な主体の参加と連携による「支えあいの地域づくり」を考えるとともに、取組が継続的かつ効果的に進められるよう、支援機関の役割について検討します。

イ 分科会設置にあたっての課題意識など

各地域では多くの福祉保健活動が進められており、自治会町内会や地区社協、民児協、ボランティアグループ、NPO法人等が様々な立場で連携・協働しながら取組を進めています。

一方、地域の状況によっては「担い手の確保」が大きな課題となっている場合も多く、次期計画の策定にあたっては、より効果的な担い手育成（市民参加）について考えるとともに、社会福祉法人や企業などへのさらなる働きかけを通じて、地域活動の裾野を広げていくことが必要です。

ウ 具体的な進め方など

- ・「社会福祉法人の地域における公益的な取組」「企業の地域貢献活動」など様々な視点で地域と連携している事例などをもとに、そのポイントと効果について各委員からご意見をいただきます。
- ・企業への働きかけは第3期計画における市域での取組を確認、あわせて地域ケアプラザエリアなど地区レベルにおける連携状況をお伝えします。
- ・人材、場所、財源など様々な参加と連携のあり方について検討します。

(2) 分科会2 テーマ「支援を必要とする人（社会的孤立等）を気づき、支える仕組み」

ア 設置目的・内容

従来の取組では気づくことが困難な「支援を必要とする人」に気づき、支える仕組みを検討します。特に、生活困窮等、制度の狭間にある人を含めた社会的孤立予防に向け、地域での支え合い（見守り、つながりづくり等）や支援機関の役割（あり方）について検討します。

イ 分科会設置にあたっての課題意識など

生活困窮者自立支援の取組や生活支援体制整備、またごみ屋敷に象徴される社会的孤立への対応など新たな取組や課題に対して、地域への期待がこれまで以上に大きくなるなかで、市・区域でできることを整理して、検討することが必要です。

ウ 具体的な進め方など

- ・支援を必要とする人に対する支援内容等の現状についてご報告します。
- ・制度の狭間にある人を把握するための体制として必要な要素を検討し、具体的な取組について、委員の皆さまから御意見をいただきます。
- ・いただいたご意見をもとに、具体的な取組に繋がりそうなものを抽出します。
- ・市域の取組と区域・地域の取組及び施策検討の方向性を整理して、計画に反映します。

資料1 補足資料について

資料2

1 第4期横浜市地域福祉保健計画(以下、市計画) 推進の柱及び取組の検討スケジュールについて

今後、以下のスケジュールで推進の柱及び取組内容について検討を進めます。

- 6月 第1回 計画検討会事前資料送付/意見照会実施
- 7月 第1回 計画検討会→計画に記載する取組項目等について事務局案及び意見照会結果を踏まえて検討
- 9月 第2回 計画検討会事前資料送付/意見照会実施
- 10月 第2回 計画検討会→計画に記載する推進の柱及び取組項目について事務局案及び意見照会結果を踏まえて検討
- 1月 第2回 策定・推進委員会→柱及び取組について確定

2 取組内容の見直しについて

以下のようなデータ等を踏まえながら、市計画に記載する取組内容等について、事務局で検討を進めます。区ヒアリング及び区計画と市計画との連動分析結果を参考に、区計画の実施状況を踏まえ、市計画の取組内容を見直します。また、検討にあたっては、関係団体や関係局課等との意見交換を実施します。

3 推進の柱の見直しについて

取組内容とあわせて、推進の柱についても見直しを実施します。

横浜市及び国の動き

活用するデータ

- 資料3-1 横浜市をとりまく状況
- 資料3-2、3-3 国の動き(社会福祉法改正・地域共生社会について)

横浜市を取り巻く状況

- ・横浜市の人口のピークは2019年、**373万6千人**。
- ・年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は**減少**、老年人口(65歳)は**増加傾向**。
- ・高齢化率も増加しており、人口ピーク時(2019年)で25.0%、2060年(参考値)では、**35.3%以上**になる見込。
- ・2025年の人口推計はおよそ**372万人**。65歳以上の割合は**26.1%**との予想。(資料3-1 横浜市将来人口推計(政策局2010)より)

国の動き

第4期市計画を策定時期において、国でも様々な制度の見直しや新たな方向性等が打ち出されています。(資料3-3裏面参照)

特に、地域福祉計画の根拠法令である**社会福祉法の改正**や、地域福祉計画の位置づけについて方向性を打ち出している**地域共生社会に実現に向けた工程**については、国の動きを注視しながら、取組内容の見直しに反映させます。

また、庁内の調整時に、国の方向性を踏まえた、横浜市としての動きも確認しながら取組内容の見直しに反映させます。

第3期区計画の状況

活用するデータ

- 資料3-4 区ヒアリング実施結果

区ヒアリング実施結果及び市計画と区計画の連動分析の結果を踏まえて、柱ごとに分析した内容は以下の通りです。

柱1

庁内連携や地区支援のあり方については、**全区において区計画での取組**があります。福祉保健分野に限らず、区計画推進のための庁内連携ができつつありますが、それに伴い、役割分担や情報共有に課題があります。

地域の主体的な取組を支援するための、地区別支援チームのマネジメント力を高めていく必要があります。

柱2

見守りやネットワークづくりについては、市計画でも重点取組として位置づけていますが、**区計画においても計画の中心として位置づけられており**、全区で取組が進められています。各地区で地域特性に応じた見守り体制があり、災害時の取組とあわせて平常時からの見守りや訪問が行われています。一方で、**自ら発信できない、関わりを望まない層への重層的・有機的な取組が課題**となっている区も多く、**分野を横断した支えあいの仕組みづくり**が各区から求められています。

柱3

幅広い市民参加について、多くの区で区計画に取組が位置づけられており、次世代(子ども、学校等)を対象とした取組は各区で行われています。一方、企業等との連携については、区計画へも盛り込まれており、**必要性を感じているものの、企業側にとってのメリットが弱い連携は難しく、一緒にメリットを考えていくことが必要**という意見が区から上がっています。区ごとに企業や施設の設置状況に地域差があるため、**区域と市域での連携した支援方法の検討**が必要です。

第3期市計画中間評価

活用するデータ

- 第3期市計画中間評価結果

昨年度実施した市計画中間評価における、「今後(次期計画)へ引き継がれる課題」についてまとめたものを踏まえ、取組内容の見直しに活用します。

今後実施 関係団体へのヒアリング

活動団体や当事者団体に、現状と課題等を伺い、取組内容の見直しに反映させます。(別紙資料5参照)

今後実施 庁内の調整

庁内PJや、関係局(健康福祉局、市民局、政策局、経済局、教育委員会等)との意見交換を実施し、取組内容の見直しに所管課等の意見を反映させます。

【参考1】

国の動き及び他分野の計画等の推進期間をまとめたものが、下記の表になります。今後、多くの分野で各計画の見直しや、策定等が予定されています。
今後、他計画の策定状況等を踏まえながら、市計画策定を進めていきます。

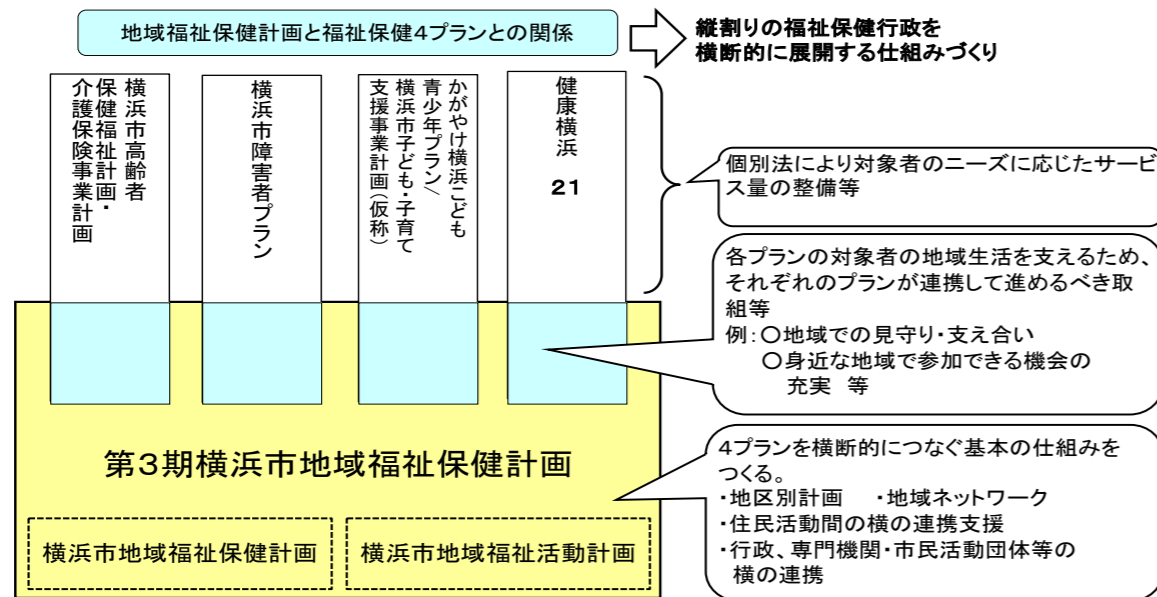
分野	計画名	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025
国	社会福祉法			改正								
	介護保険法			改正	報酬改定							
	生活困窮自立支援制度				見直し							
	成年後見利用促進基本計画		策定									
横浜市	市全体 中期4か年計画	2014-2017			2018-2021				2022-2025			
	地域福祉	地域福祉保健計画	第3期			第4期				第5期		
		【参考】区計画	第2期	第3期				第4期				
	高齢	横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期			第7期		第8期		第9期		
	障害	障害者プラン	第3期									
	こども	横浜市子ども・子育て支援事業計画	第1期									
	保健	健康横浜21	第2期									
市社協	長期ビジョン2025											
	中期計画	H26~30										

【参考2】

第2期～第4期市計画を比較したものが、下記の表になります。

期間	基本理念	取組数	推進の柱	策定年度	横浜市の動向 (策定時)	国の動向 (策定時)
第2期 平成21年～平成25年	誰もがいつまでも安心して暮らせる都市よこはまをつくらう！	33	・地域づくりを進める ・必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる ・幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる	平成19年～平成20年	【平成17年度】 ・介護保険法改正 【平成18年度】 ・地域包括支援センター法定化	【平成18年度】 ・高齢者虐待防止法施行 ・障害者自立支援法施行 【平成19年度】 ・学校教育法改正 (養護学校→特別支援学校に) 【平成20年度】 ・リーマンショック→年越し派遣村 ・児童福祉法改正 ・児童虐待防止法改正
第3期 平成26年～平成30年	誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう	35	・地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤を作る ・支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる ・幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる	平成24年～平成25年	【平成24年度】 ・第2期健康横浜21制定 ・市民後見人養成・活動支援事業開始	【平成23年度】 ・東日本大震災 ・障害者虐待防止法施行 【平成24年度】 ・障害者総合支援法施行 ・介護保険法改正 ・子ども子育て支援法施行 【平成25年度】 ・生活困窮者自立支援法施行
第4期 平成31年～平成35年	この部分について、今後検討を進めていきます。			平成29年～平成30年	【平成27年度】 ・全区で生活困窮者制度を開始(資料3-5) 【平成28年度】 ・生活支援コーディネータの配置 ・地域包括ケア指針の策定(資料3-6) ・いわゆるゴミ屋敷対策条例 施行(資料3-7)等	【平成27年度】 ・認知症施策推進総合戦略 ・社会福祉法改正(別紙資料3-2参照) 【平成28年度】 ・障害者差別解消法施行 ・地域共生社会(我が事・丸ごと)(別紙資料3-3参照) ・ニッポン一億総活躍プラン ・成年後見利用促進法案施行 【平成29年度】 ・介護保険法改正

【参考】 地域福祉保健計画と福祉保健4プランとの関係(第3期市計画 P3抜粋)



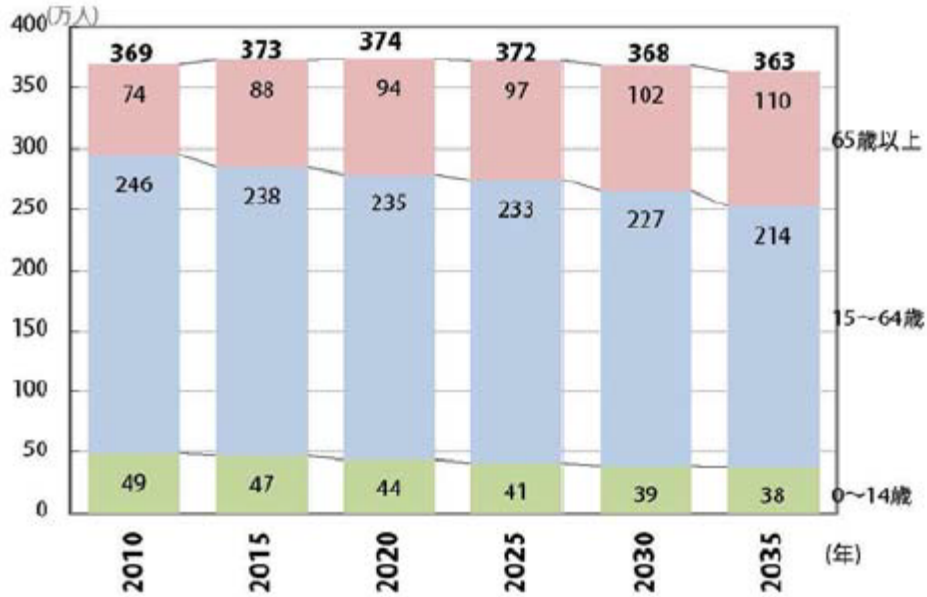
※H28.12月時点の資料となっています。

横浜市をとりまく状況

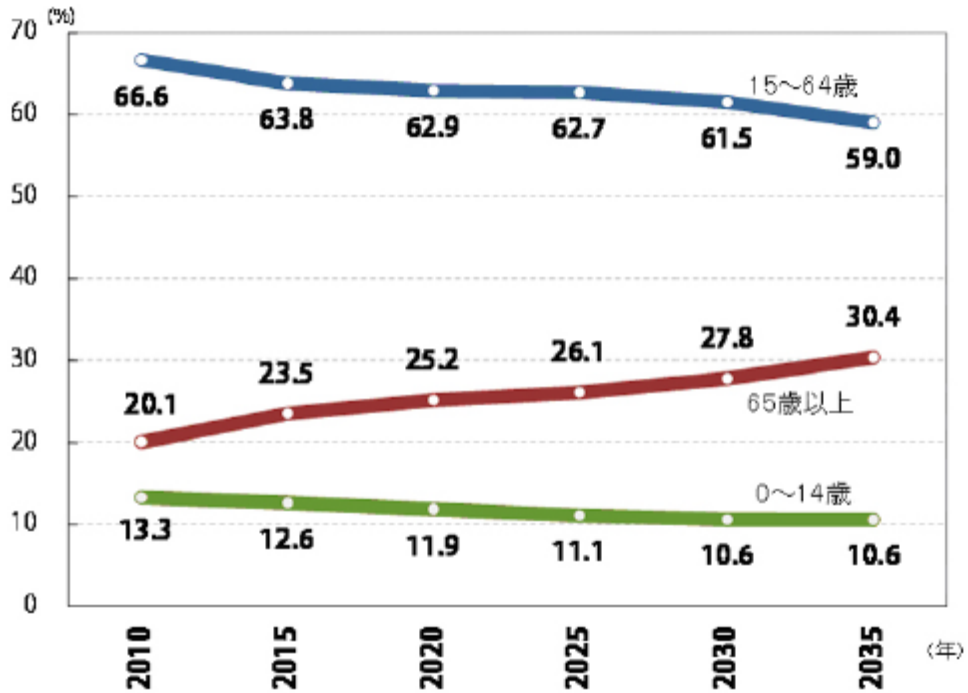
横浜市の地域福祉保健の状況について、統計データや市民意識調査などを参考に整理した。

1. 人口

【横浜市の将来人口推計値 年齢3区分の人口】



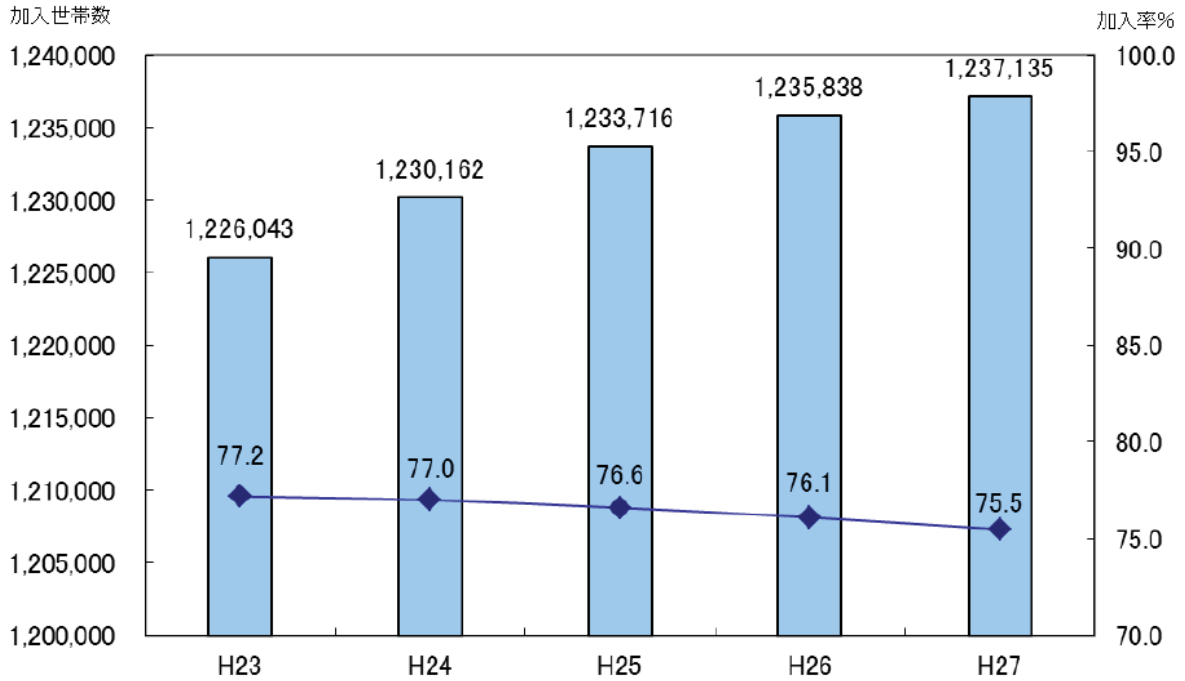
【横浜市の将来人口推計値 年齢3区分の割合】



出典) 横浜市将来人口推計 (政策局 2010年)

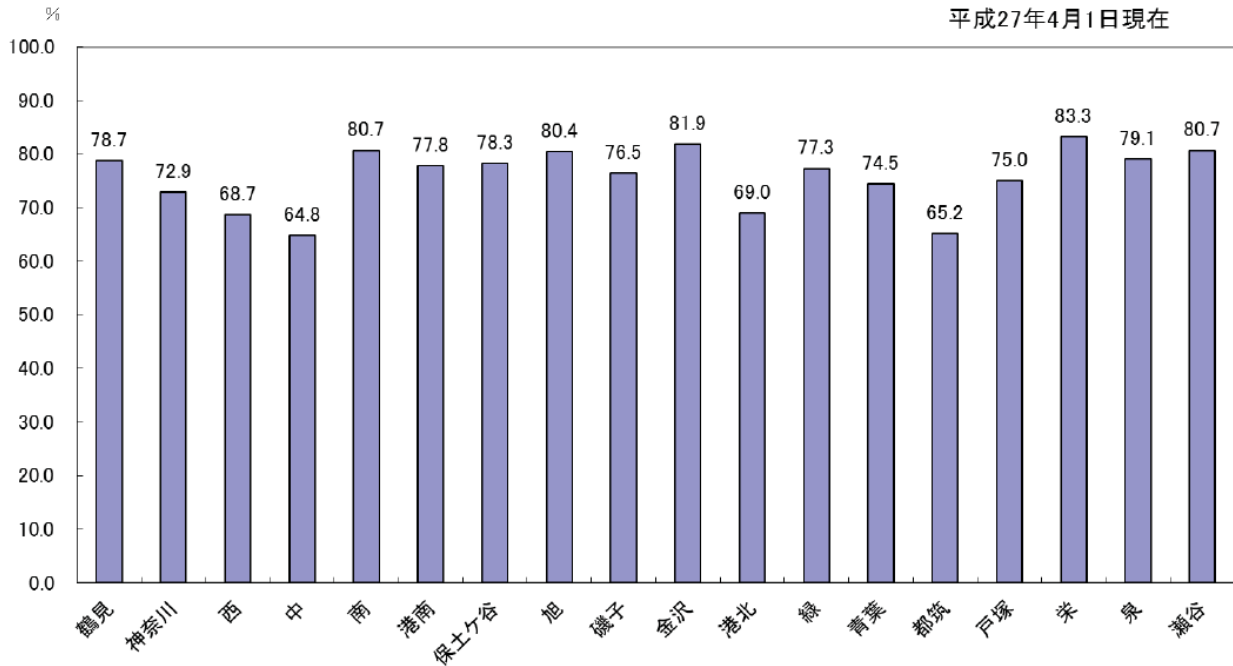
2. 自治会町内会加入率

自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移(各年4月1日現在)

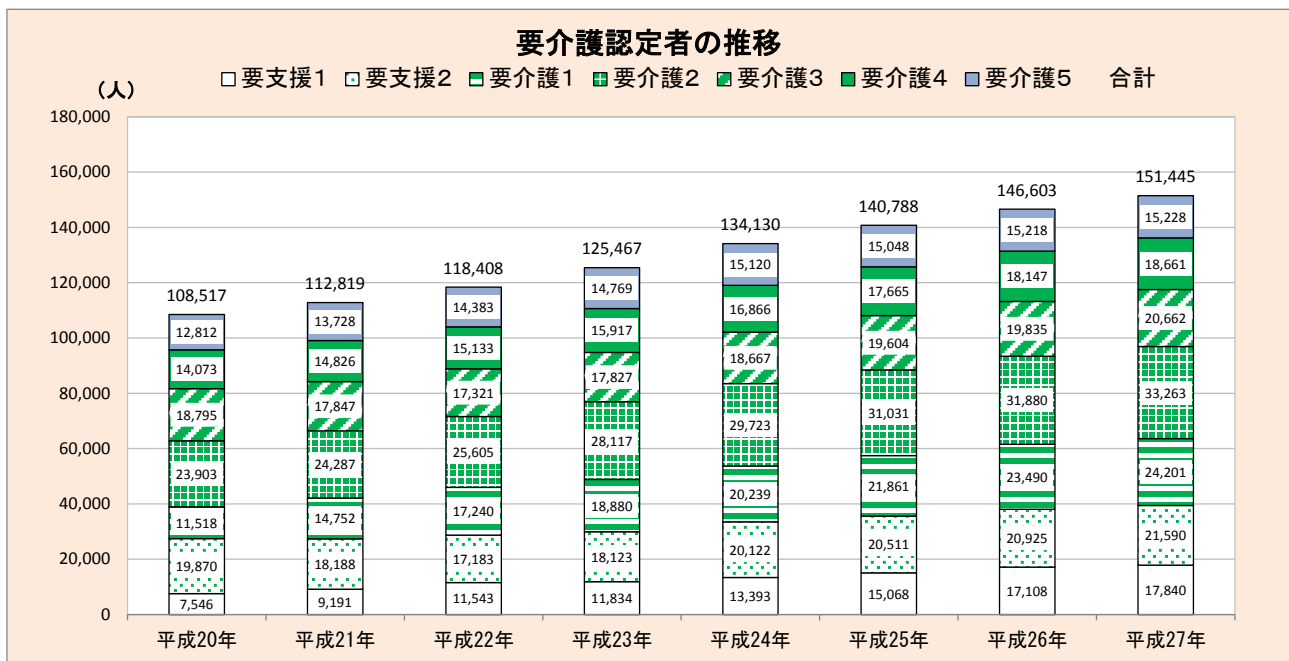


区別自治会町内会加入率

平成27年4月1日現在



3. 要介護認定



出典) 健康福祉局介護保健課 27年度資料

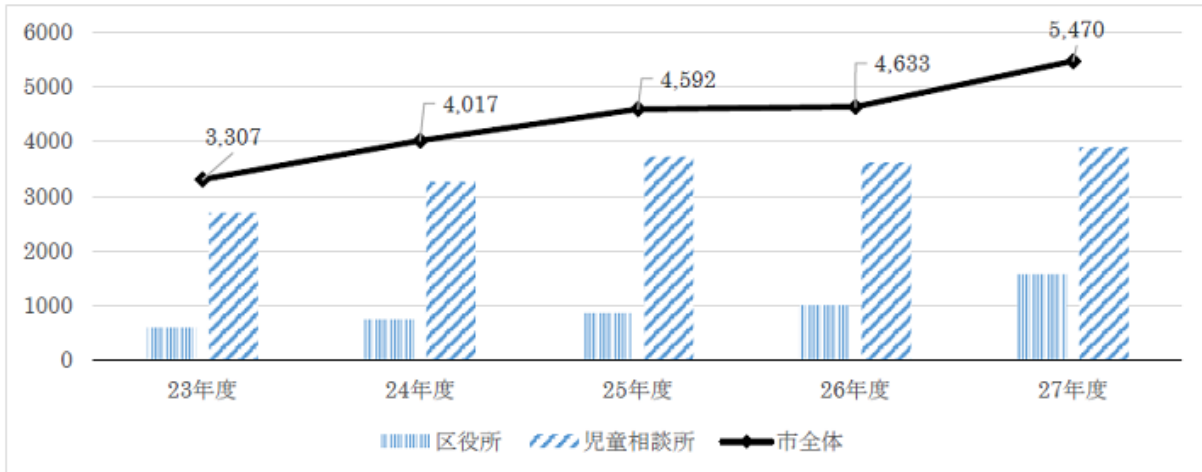
4. 児童虐待

1 児童虐待相談の対応状況

(1) 対応件数

児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数

(単位: 件)



区	分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
区	役所	605	752	868	1,016	1,578
児	童相談所	2,702	3,265	3,724	3,617	3,892
市	全体	3,307件	4,017件	4,592件	4,633件	5,470件

出典) こども青少年局こども家庭課

こども青少年局中央児童相談所 27年度資料 (28年5月記者発表資料)

5. 高齢者実態調査

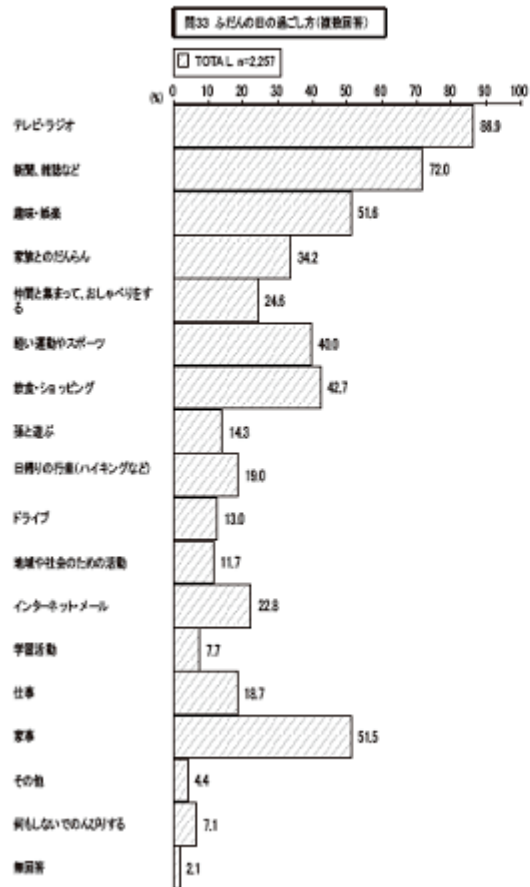
(3) ふだんの過ごし方

ふだんの過ごし方をみると、対象者の約8～9割は「テレビ・ラジオ」となっており、予防の90.0%、高齢者一般の86.9%となっている。次いで「新聞・雑誌など」は予防、高齢者一般でそれぞれ7割（予防73.2%、高齢者一般72.0%）となっている。

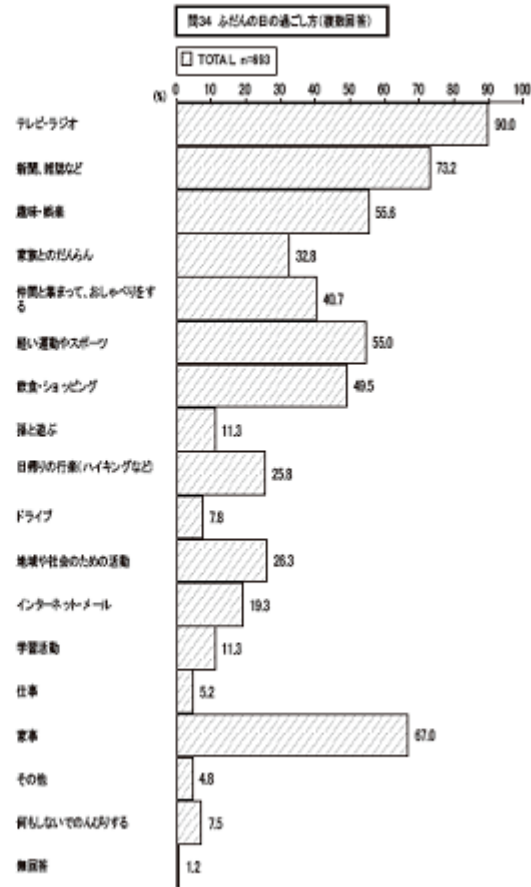
また、予防では、「家事」が67.0%のほか、「軽い運動やスポーツ」「飲食・ショッピング」「仲間と集まっておしゃべりをする」がそれぞれ5割前後みられるなど、日常生活の活動が比較的活発である。

※高齢者一般：65歳以上の市民が対象 予防：介護予防参加者が対象

(高齢者一般)



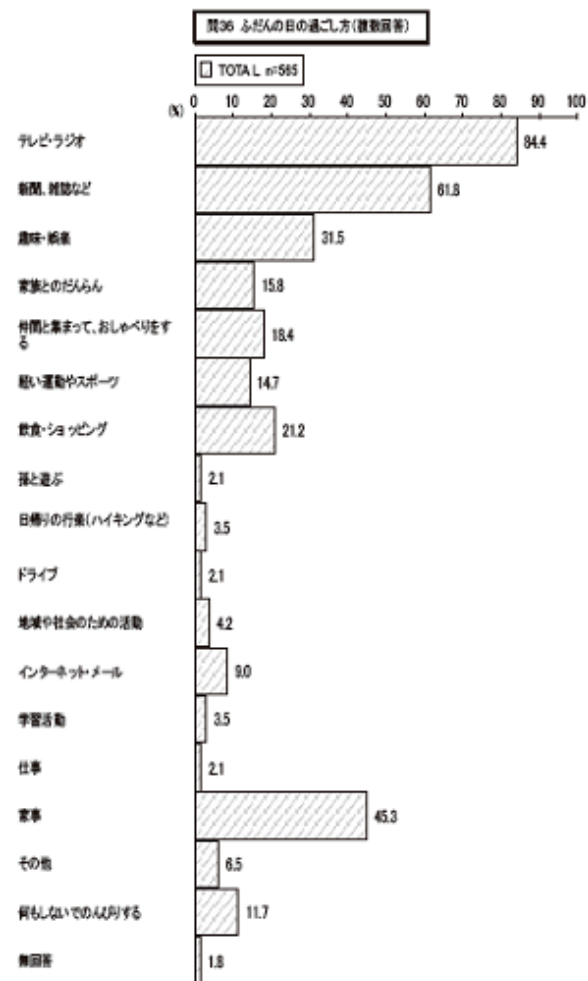
(予防)



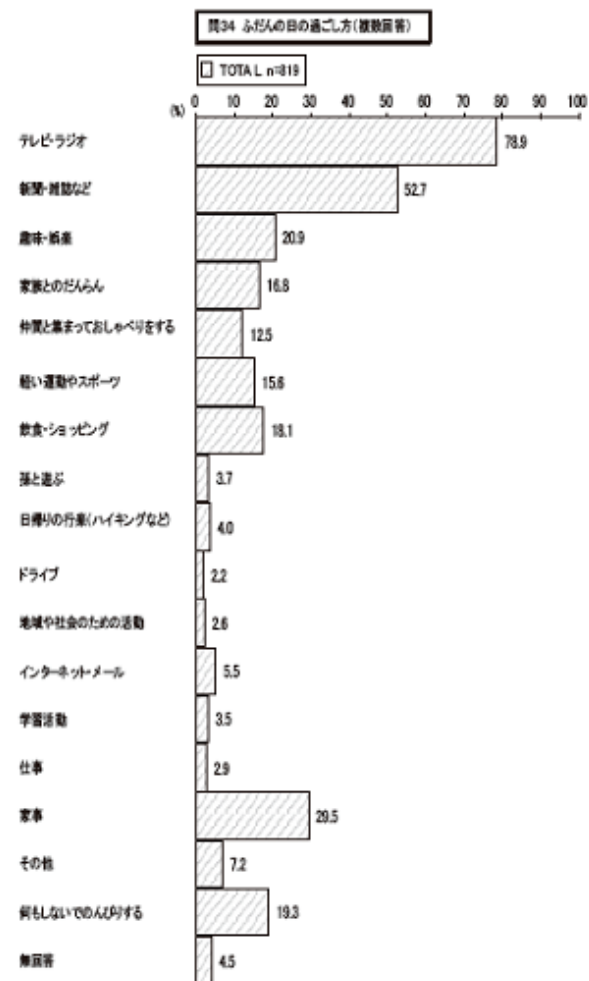
※要支援：平成26年8月に介護保険サービスを利用された要支援1・2の人が対象

要介護：平成26年8月に介護保険サービスを利用された要介護1～5の人が対象

(要支援)

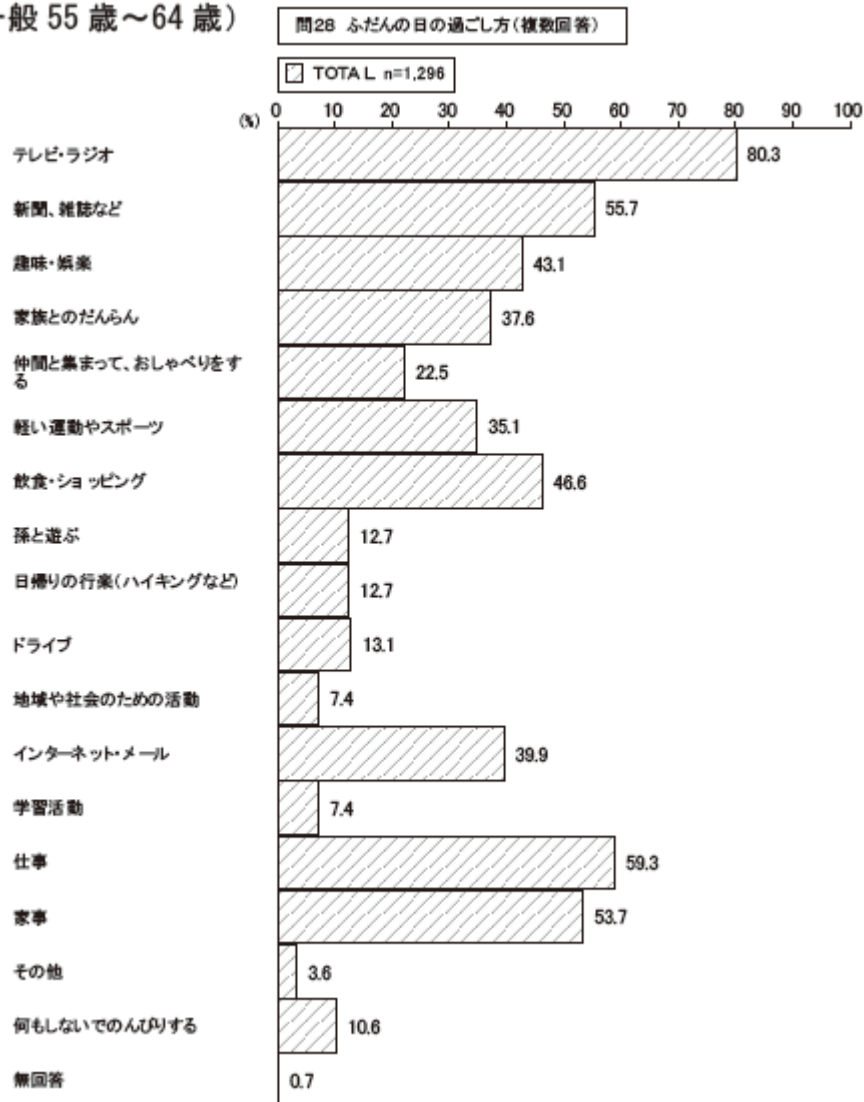


(要介護)



※一般 55 歳～64 歳：55 歳～64 歳の市民が対象

(一般 55 歳～64 歳)

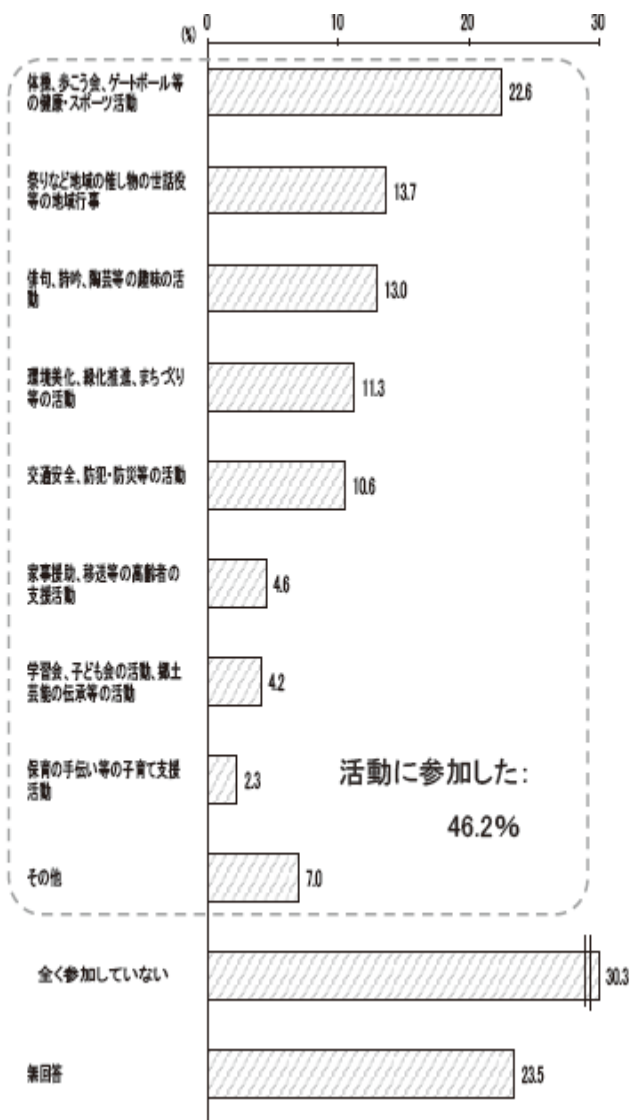


(4) 地域活動への参加状況

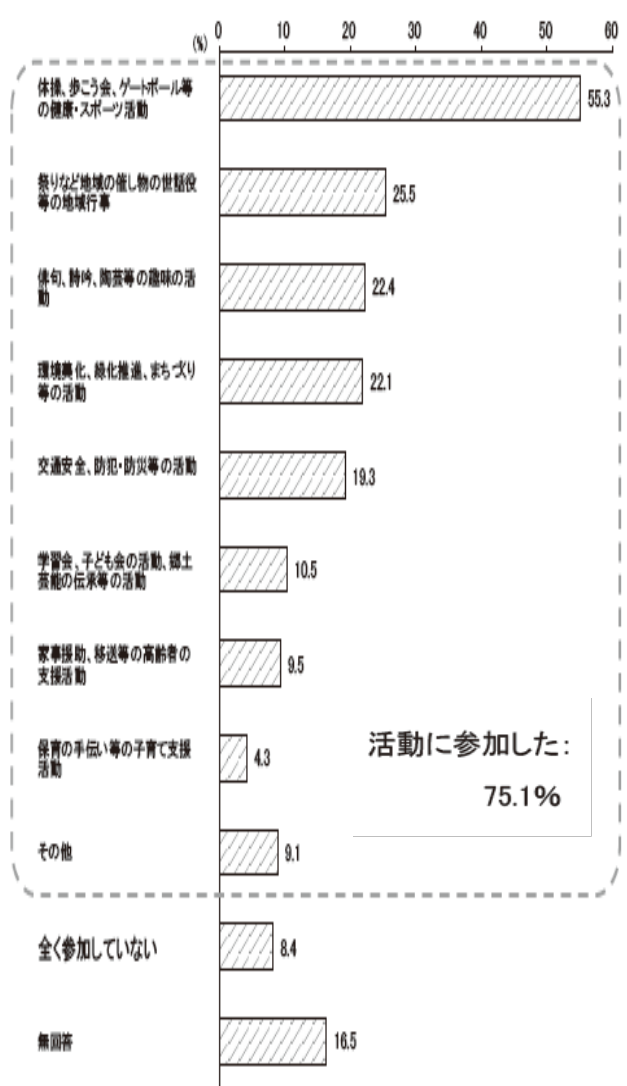
過去1年間の地域活動への参加状況を見ると、高齢者一般が4割台(46.2%)なのに対し、予防は7割(75.1%、前回65.2%)を超えており、「体操、歩こう会、ゲートボール等の健康・スポーツ活動」(55.3%)をはじめ、「祭りなど地域の催し物の世話役等の地域行事」(25.5%)、「俳句、詩吟、陶芸等の趣味の活動」(22.4%)、「環境美化、緑化推進、まちづくり等の活動」(22.1%)など、多様な活動をしている。

※高齢者一般：65歳以上の市民が対象 予防：介護予防参加者が対象

(高齢者一般)



(予防)



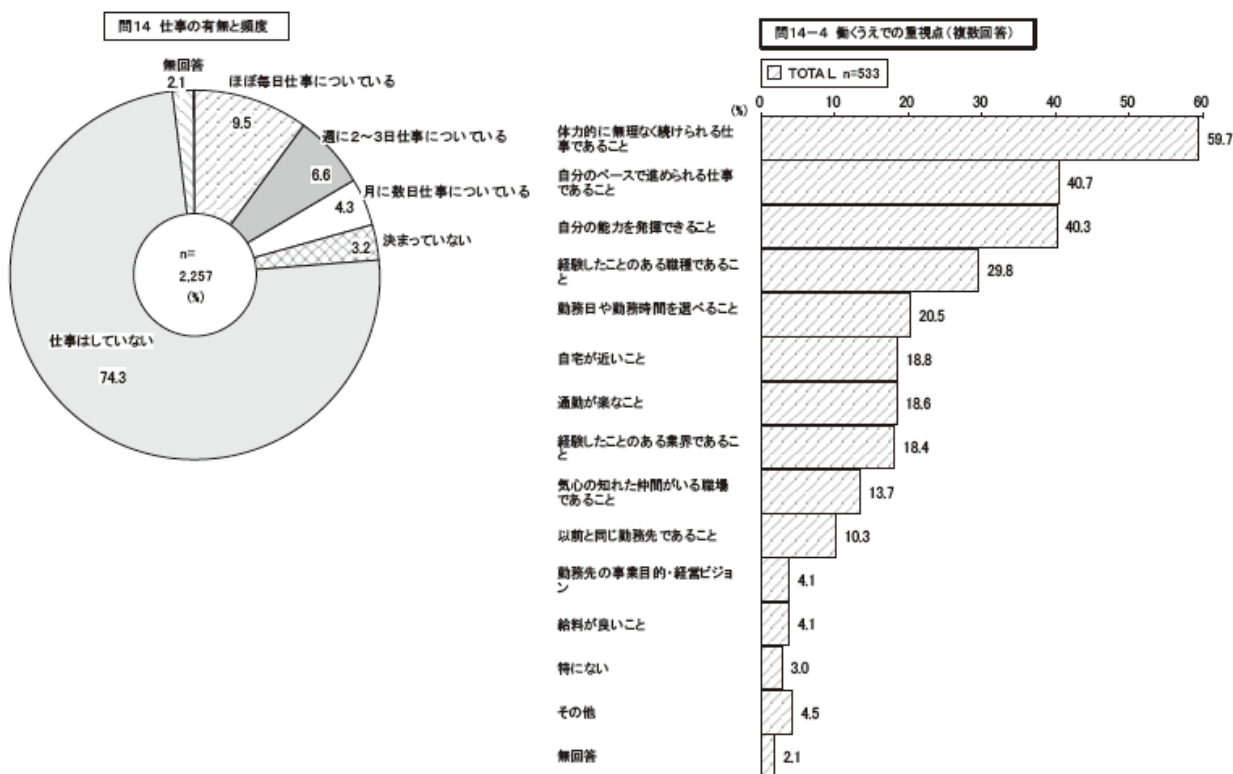
(5) 働くうえで重視していること

高齢者の就労状況をみると、「ほぼ毎日」から「(頻度は) 決まっていない」までを合わせた、仕事をしている割合は 23.6%である。

このうち、働くうえで重視している点を見ると、「体力的に無理なく続けられる仕事であること」が約6割(59.7%)で最も多く、以下、「自分のペースで進められる仕事であること」(40.7%)、「自分の能力を発揮できること」(40.3%)が4割台で続いている。

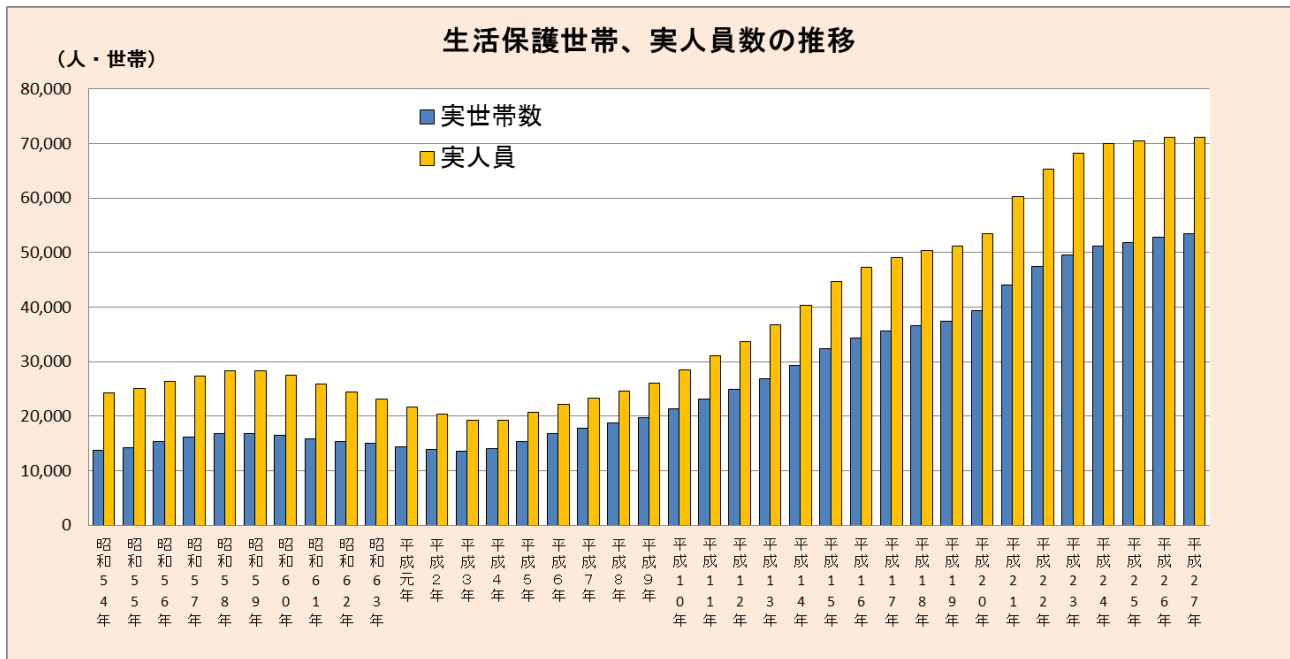
※高齢者一般：65歳以上の市民が対象

(高齢者一般)



出典) 平成 26 年 3 月 「高齢者実態調査」健康福祉局高齢健康福祉課

6. 生活保護



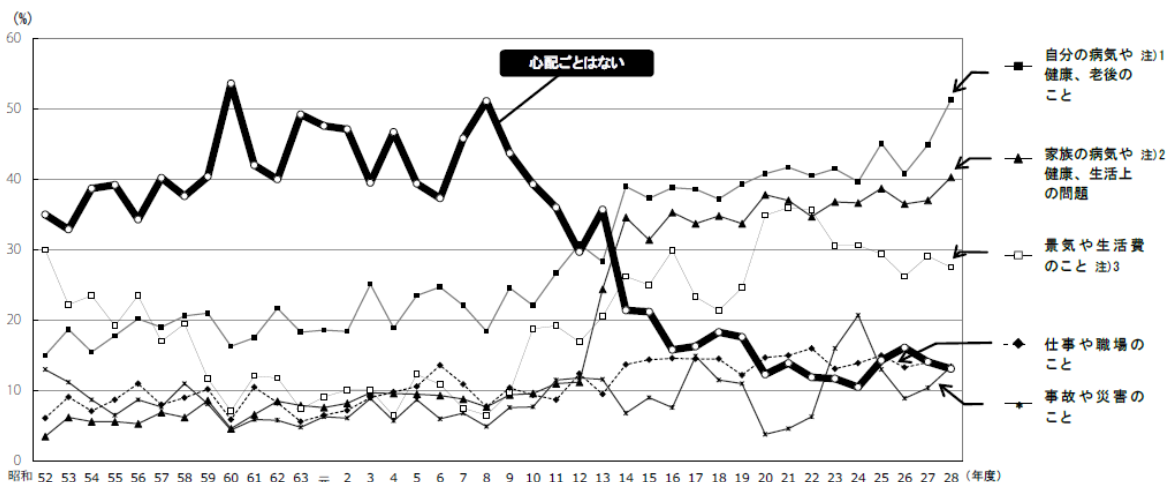
出典) 健康福祉局生活支援課

7. 市民意識調査

(n=2,146)

(1954, 1970)

【心配ごとや困っていることの経年変化】

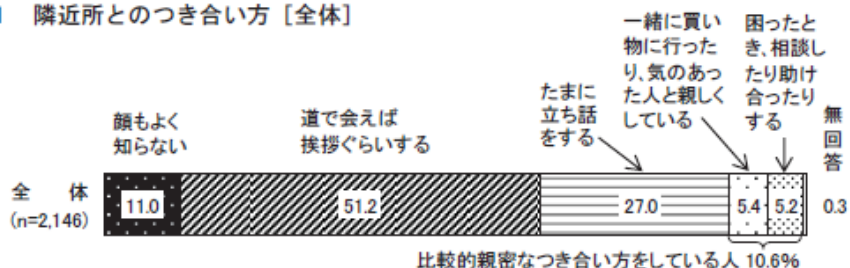


注)1 平成27年までは「自分の病気や老後のこと」 注)2 平成12年までは「家族の問題や親せきとの関係」、13年から27年までは「家族の健康や生活上の問題」
注)3 平成9年までの選択肢は「インフレや物価高のこと」

「道で会えば挨拶ぐらいする」は5割を超える

隣近所とのつき合い方については、「道で会えば挨拶ぐらいする」(51.2%)で5割を超え最も多くなっている。「たまに立ち話をする」(27.0%)は3割近く、「顔もよく知らない」(11.0%)は約1割となっている。「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」(5.4%)と「困ったとき、相談したり助け合ったりする」(5.2%)の2つを合わせた、『比較的親密なつき合い方をしている人』(10.6%)は約1割となっている。

図4-1-1 隣近所とのつき合い方【全体】

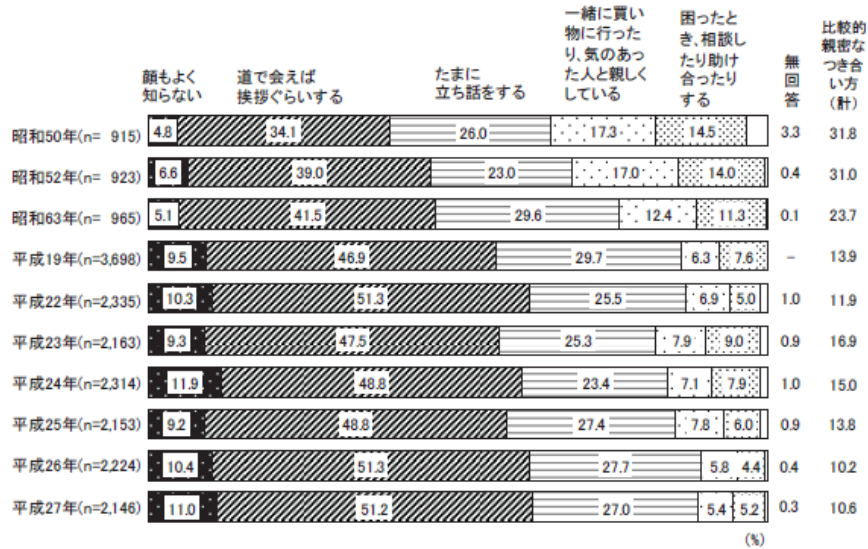


①隣近所とのつき合い方 [経年変化]

『比較的親密なつき合い方をしている人』の割合は横ばい傾向

経年変化をみると、『比較的親密なつき合い方をしている人』の割合は、前回調査（10.2%）より0.4ポイントの増加と、ほぼ横ばいとなっている。

図4-1-2 隣近所とのつき合い方 [経年変化]

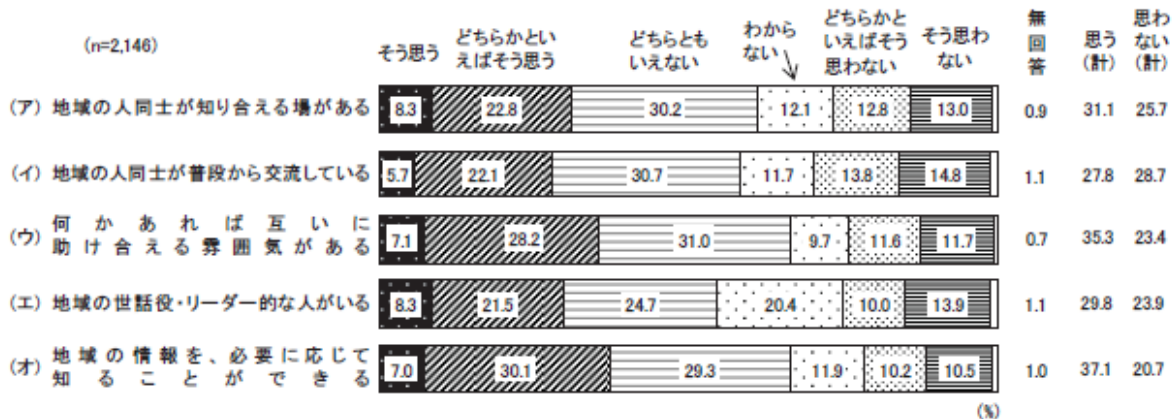


問 14 お住まいの周辺の地域について、あなたはどのように思いますか。（○はそれぞれ1つ）

『思う（計）』は《地域の情報を、必要に応じて知ることができる》で4割近くと最も多い

周辺の地域に対する評価については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う（計）』は、《地域の情報を、必要に応じて知ることができる》（37.1%）で4割近くとなっている。また、《何かあれば互いに助け合える雰囲気がある》（35.3%）で3割台半ば、《地域の人同士が知り合える場がある》（31.1%）で3割を超えている。

図4-3-1 周辺の地域 [全体]

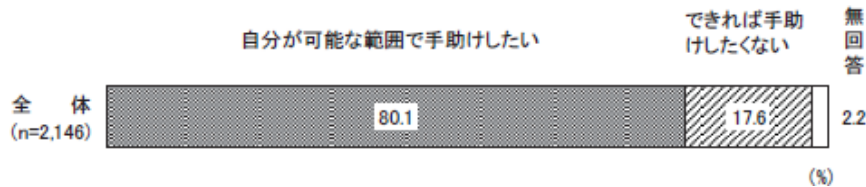


問 15 お住まいの地域に何か困っている人がいる場合、あなたはどのように思いますか。(〇は1つ)

「自分が可能な範囲で手助けしたい」は約8割

地域の困っている人への対応については、「自分が可能な範囲で手助けしたい」(80.1%)で約8割、「できれば手助けしたくない」(17.6%)で2割近くとなっている。

図4-4-1 地域の困っている人への対応 [全体]

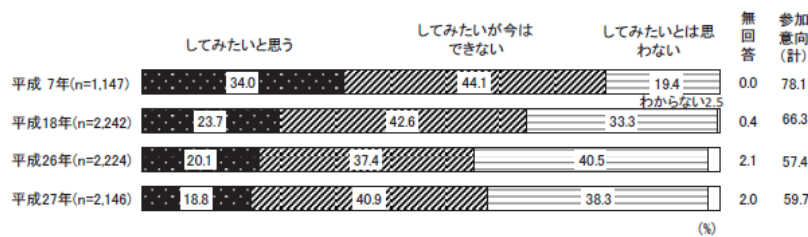


①地域活動への参加意向 [経年変化]

『参加意向(計)』は前回調査より2.3ポイント増加

経年変化をみると、『参加意向(計)』(59.7%)は前回調査(57.4%)より2.3ポイント増加している。「してみたいと思う」は平成18年調査(23.7%)より4.9ポイント減少している。

図4-7-2 地域活動への参加意向 [経年変化]

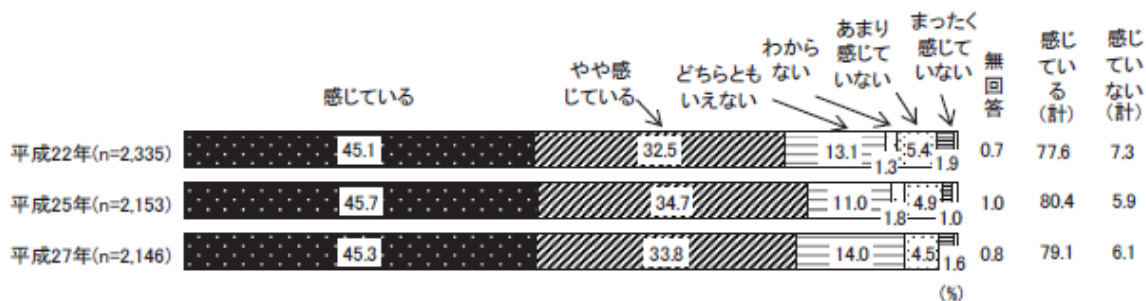


①地域への愛着 (ア) 横浜に対して [経年変化]

『感じている(計)』は横ばい傾向

経年変化をみると、前回調査に比べ『感じている(計)』は0.5ポイントの減少と、ほぼ横ばいとなっている。

図7-1-2 地域への愛着 (ア) 横浜に対して [経年変化]

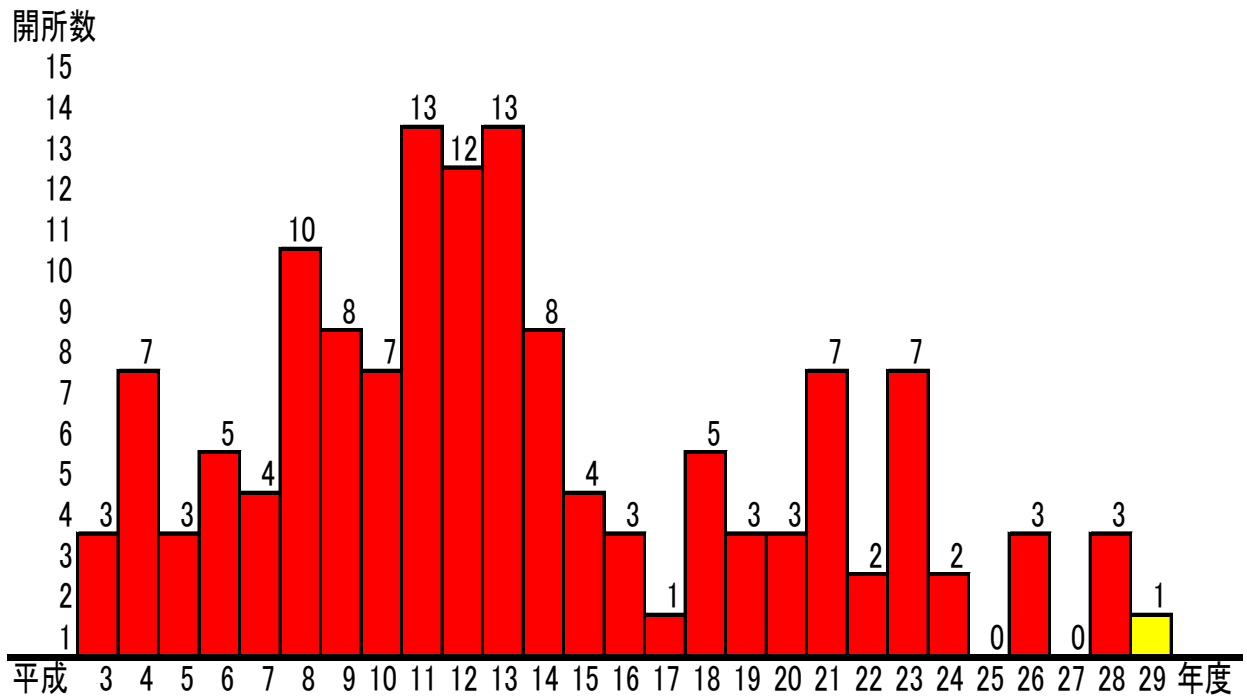


※平成27年調査は、「わからない」は設けていない。

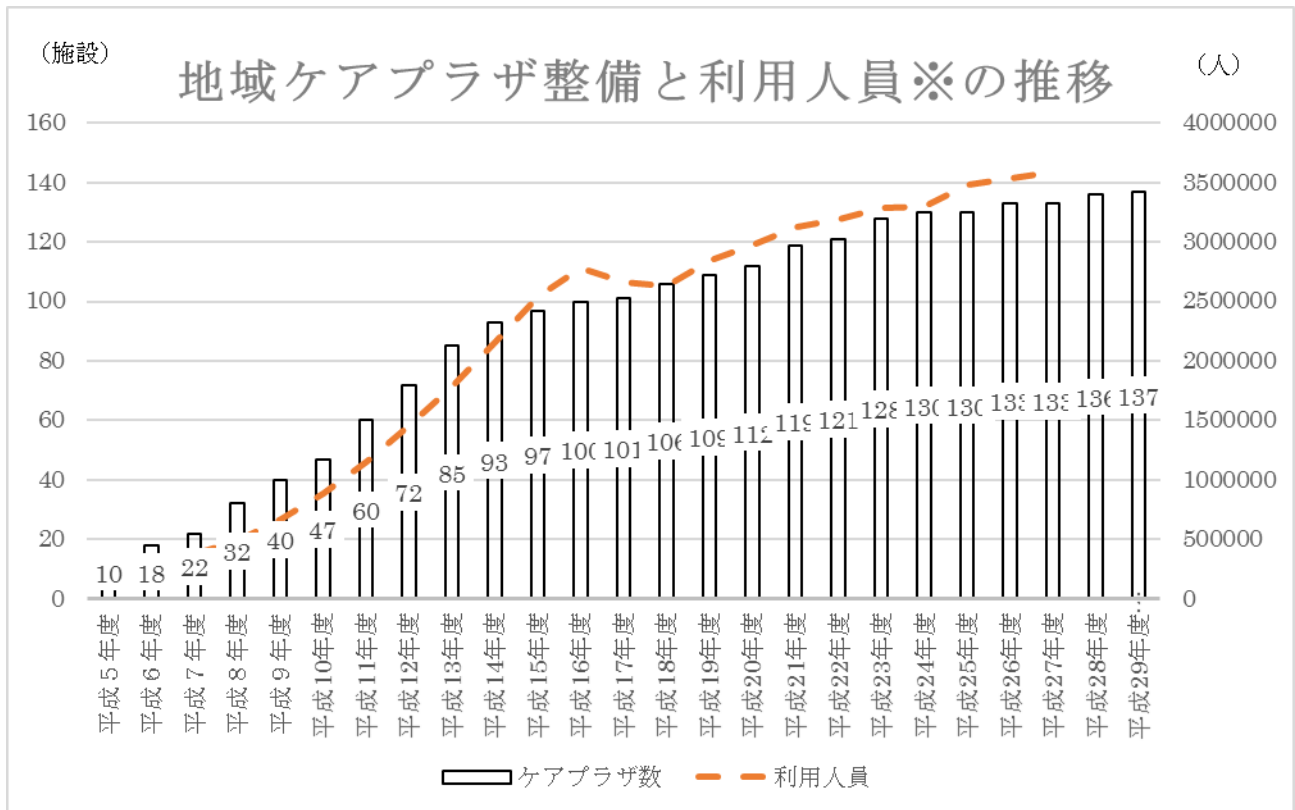
8. 地域ケアプラザ

※年度別整備数

地域ケアプラザ整備の推移(開所年度)



※利用人員累計



出典) 健康福祉局地域支援課

1 制度概要

(1) 趣旨

- 昨今の社会環境の変化に伴い、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことが求められています。
- こうした観点から、平成 28 年 3 月 31 日に成立した改正社会福祉法（以下、「改正法」。）には、社会福祉法人に地域貢献を義務付ける規定が盛り込まれました。
- そのため、社会福祉法人が改正法に則り地域貢献を円滑に進められるよう、必要な体制を構築します。

(2) 具体的な規定①

地域における公益的な取組を実施する責務（改正法第 24 条第 2 項） ※右図①+②+③

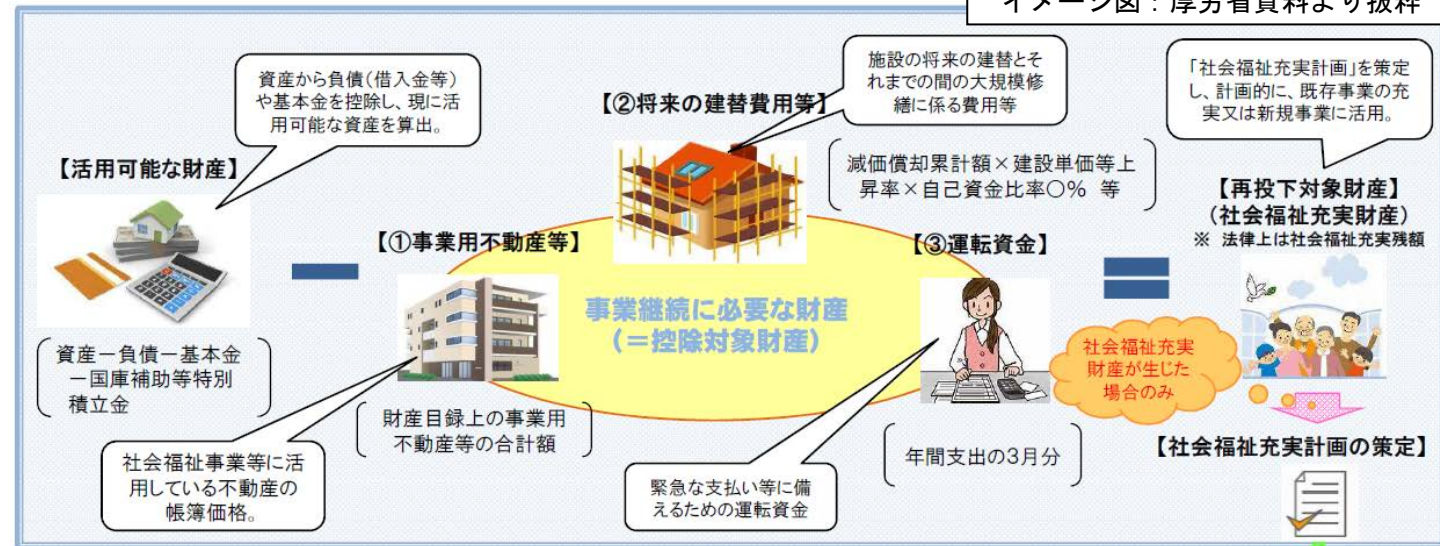
「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。」

(3) 具体的な規定②

社会福祉充実計画への地域公益事業の位置づけ（改正法第 55 条の 2） ※右図②+④+⑤

- ・社会福祉法人は、保有する財産のうち、事業継続に必要な財産を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化する。
- ・社会福祉充実残額が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。
- ・内容については、人材への投資や建物・設備の充実、地域ニーズに応じた新たなサービスの展開など、法人の実情に応じた取組を盛り込む。

イメージ図：厚労省資料より抜粋

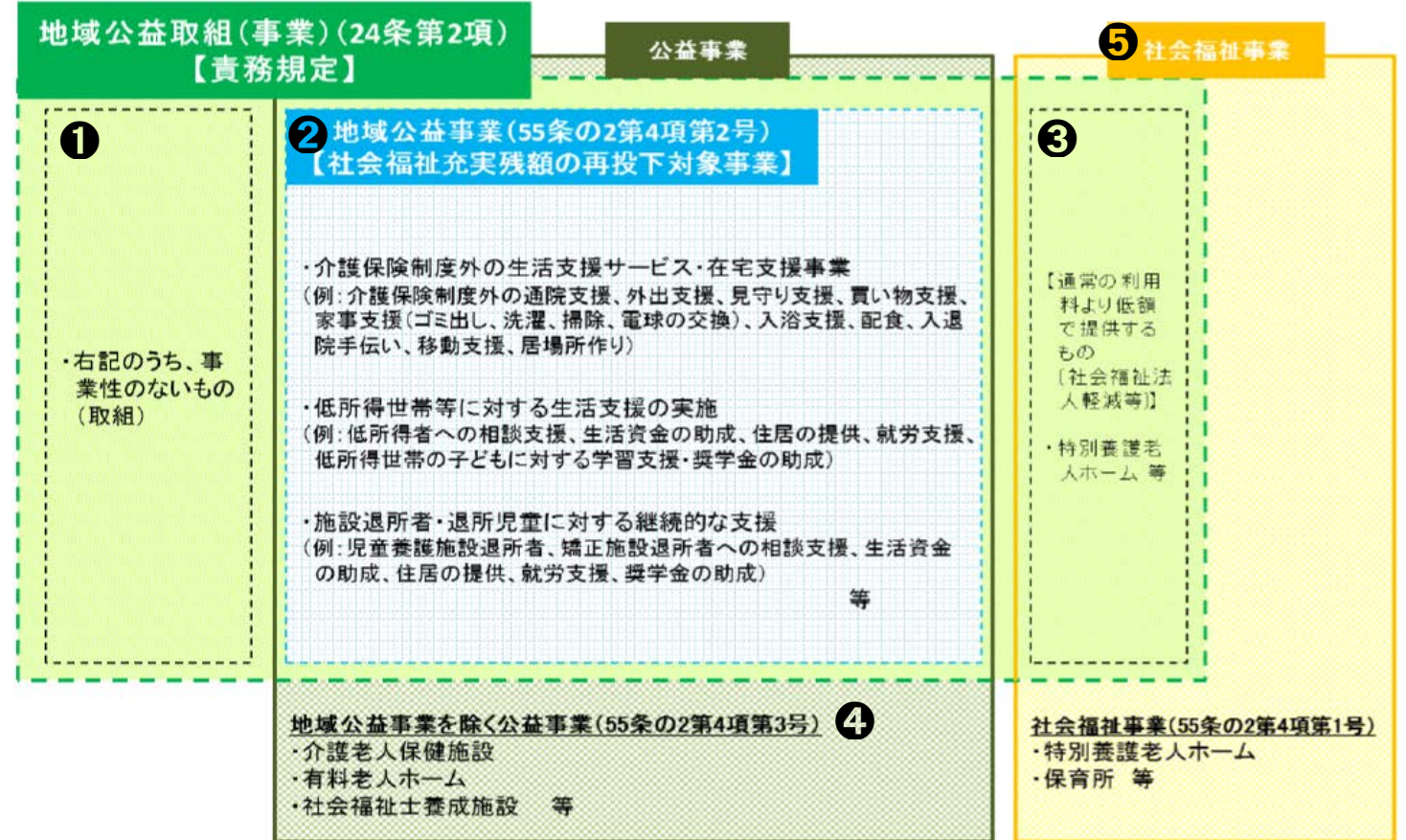


（社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）



「公益事業（第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第 6 項及び第 9 項第 3 号において「地域公益事業」という。）」（改正法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号）

「地域における公益的な取組(24条第2項)」と「地域公益事業(55条の2第4項第2号)」との関係



【「地域における公益的な取組(24条第2項)」の考え方について】 ※厚労省資料に基づき整理

「地域における公益的な取組」は、次のア～ウ全ての要件を満たす必要がある。

ア 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

- | | |
|--|---|
| <p>(該当し得るものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動 | <p>(該当しないものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動 ・環境美化活動や防犯活動 |
|--|---|

イ 日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービスであること

- | | |
|--|--|
| <p>(該当し得るものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援・要介護高齢者に対する入退院支援 ・子育て家族への交流の場の提供 ・家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援 | <p>(該当しないものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供 ・地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供 ・一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援 |
|--|--|

ウ 無料又は低額な料金で提供されること

- | | |
|--|--|
| <p>(該当し得るものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合 ・法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するもの | <p>(該当しないものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合 |
|--|--|

2 横浜市の対応方針

(1) 基本的な考え方

法第 24 条 2 項（地域における公益的な取組を実施する責務）と法 55 条の 2（社会福祉充実計画への地域公益事業の位置づけ）は、互いに密接な関係にあり、法改正を契機として、全ての社会福祉法人が地域貢献を推進していけるよう、本局及びこども青少年局監査課（以下「両局監査課」という。）、局・区福祉保健課が市・区社協と連携し、支援していきます。

(2) 第 24 条第 2 項

- 両局監査課は、社会福祉法人に関する指導・監査等を行う所管課であることから、日々の指導監査において、法人の取組状況を確認し、自主的に本取組を実施することを促していきます。
- 既に、市社協で会員の社会福祉法人に取組意向等に関するアンケートを行っています。今後、結果を踏まえ、市社協・区社協が中心に地域貢献を働きかけていきます。（相談窓口は、各区社協に設置済）。
- また、局福祉保健課は、第 4 期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたり、市社協と連携し、社会福祉法人や企業等も含めた多様な主体と地域との具体的なつながり方、推進・支援方法を検討していきます。

(3) 第 55 条の 2

- 【留意事項】**
- 法人は、平成 28 年度決算確定後、社会福祉充実残額が発生する場合には、6 月末までに社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得なければならない。
 - 「社会福祉充実計画」に位置づける事業は、以下の順にその実施について検討し、実施する事業を記載することとされている。
 - ①社会福祉事業 ②地域公益事業 ③公益事業
 - 地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされている。（→「**地域協議会**」の設置）

- 【地域協議会について】**
- 地域公益事業を行う計画の策定にあたって、社会福祉法人ができるだけ円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域（原則として所轄庁単位）において「地域協議会」を設置。
 - 地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定。
 - 効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとされている。
 - 平成 29 年度に限っては、制度改正に伴う各所轄庁における準備状況も考慮し、以下のような方法等により代替することができるものとする。
 - ① 法人に設置される運営協議会において意見聴取を行うこと
 - ② 法人において住民座談会やサロン等を主催し、そこで意見聴取を行うこと

本市における地域協議会の設置

「地域公益事業」を社会福祉充実計画に位置づける法人が、10 以下と想定され効率化の観点から市域レベルの会議体のみを設置とし、地域福祉に関連する既存の会議体を活用することとします。

平成 29 年度については、社会福祉充実計画の初年度であり、決算確定から充実計画策定までのスケジュールが非常に短く、6 月までに地域協議会での意見聴取を行うことは困難であるため、法人任意の代替方法による意見聴取によるものとし、市社協が必要に応じ支援します。

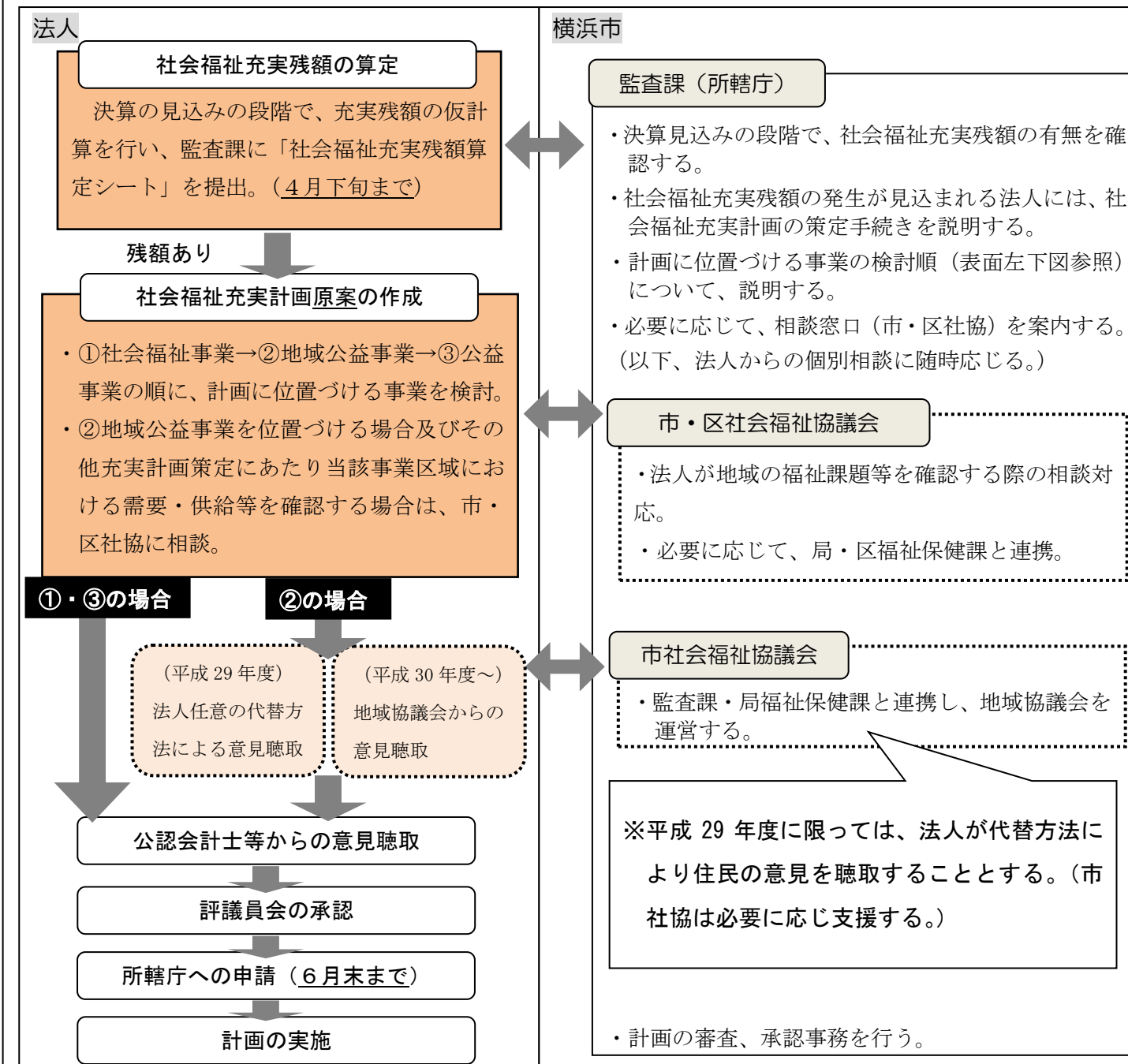
○充実残額が発生する見込みの法人数（平成 27 年度決算によるもので、数が変動する場合があります。）

- ・約 50 法人／全 267 法人中（健福局所管 164 法人、こ青局所管 103 法人）
- （内、健福局所管約 30 法人、こ青局所管約 20 法人）

※なお、「地域公益事業」を社会福祉充実計画に位置づける法人は、10 以下と想定されます。

- 所管課**
- ・**監査課（健康福祉局・こども青少年局）**：社会福祉法人に関する指導・監査等を行う所管課であり、社会福祉充実計画の申請・承認に関する総合的な業務を行います。
 - ・**局・区福祉保健課**：地域福祉保健計画推進の所管課として、地域ニーズの把握や地域福祉の充実を図る役割を担っており、社会福祉法人が社会福祉充実計画（地域公益事業）を策定する過程において、地域福祉保健計画を推進する観点から法人を支援していきます。

(4) 社会福祉充実計画策定のフロー図



「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

地域力強化検討会中間とりまとめの概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
→地域の存続の危機
→人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない

・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における**包括的な相談支援体制**

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)

※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれぬ(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報共有が難しい。

4. 自治体等の役割

○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

地域福祉保健計画に関する区意見交換会まとめ

項目	現状	課題
柱1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる		
(1) 区・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくりと支援目標の明確化		
<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当制との連携、課題 ・地区別支援チームの目標と活動状況、課題 ・地区別支援チームの将来像 ・関係課（地域包括ケア推進担当、生活困窮者支援担当等）との連携 ・事務局（事業企画担当・区社協）の役割・分担・連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内、総務部との連携が課題と思う区が多く、区社協・CPなど全ての構成員が入る会議で工夫している区もある。 ・地域福祉だけの「地域福祉保健計画推進チーム」を「地域支援チーム」に名称を変更し、地域全般の支援に意識づけを変えた区もある。 ・総務部とは依然距離はあるが、管理職の理解や地福への意識は進んでいると感じている区もある。 ・総務部を含めたチームでは、地域力推進担当がチームの取りまとめの中心になっている区では連携ができてきているという実感がある。 ・地区別支援チームの手引きを改訂し、各地区のアクションプラン（地区支援プラン）を作成するよう位置づけている区もある。 ・チームなしの区では、関連部署と連携をとりながら、全地区を区・区社協・CPの事務局で支援している。直接各地区の情報が取れるので、地区差も分かり、やりやすさはあると感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当制をどう進めていきたいのかが見えない。地区担当と地福のチームを統一したが、地福は地区担当としての仕事ではないというイメージがある地域力担当との連携が課題。 ・地区別支援チームとしての地域支援の範囲（ハード面や防災も含め）が幅広くなり、本来の目的である地域福祉保健に関する活動のウエイトが下がりがちである。 ・地区別支援チーム連絡会が開催されているが、地域の課題を共有するだけで、その先に進めないと感じている区が多い。 ・地区別支援チームが効果的に機能するためには、メンバーや関係機関がどのような役割を担うのか検討が必要。 ・管理職（係長）への地域福祉保健計画の理解は促進されたが、職員レベルではまだまだ難しい面もある。 ・地域別支援チームで共有した課題について、専門職の担当業務と連動しきれていない。 ・地域が主体的に共助を高めるための取組を行えるよう、チームのマネジメント力を高めていく必要がある。 ・市計画でも3者（区・社協・ケアプラザ）の各々の位置づけを明確に示して欲しい。 ・地域包括ケア推進との役割分担、連携。 ・生活困窮者支援担当との地域支援の方向性の明確化。 ・各地区のアセスメント情報は各機関ごとに把握している状況であり、保有情報の共有化（一元化）が今後の課題。
(2) 重点的支援が必要な地域の焦点化と支援のあり方		
<ul style="list-style-type: none"> ・重点的支援地区の選定過程（方法） ・支援が必要な地区への重点的支援の状況と支援の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの区では「重点的支援地区」の選定はなく、各地区の実状に応じて地区別支援チームで支援方法を検討し支援につなげている。支援のあり方についてはその都度検討し、地区支援チームと共に支援されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進母体が連合町内会・自治会、地区社協となっている現状で、連合等未加入の町内会に対する住民主体の取組検討・推進の機会が少ない。 ・地域の実状に応じた支援を行うための、地区アセスメントと支援者側（区・区社協・地域ケアプラザ）のマネジメント力が必要。
柱2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる		
(1) 平常時の地域主体の見守り活動の充実や体制づくりについて		
<ul style="list-style-type: none"> ・区で独自に行っている見守り ・地区別計画における見守り活動の進捗状況 ・従来の取組では把握することが困難な対象層に対する、発見・見守りの仕組み（社会的孤立、生活困窮者等） ・見守り活動を重層的な仕組みにするために、さらにもどのような取組が必要か ・地域に根づく仕組みにするために必要なこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区で独自の見守り体制があり、見守りグッズ等をツールとして、平常時から見守りや訪問が行われている。 ・商店街連合、郵便局、銀行、コンビニ、新聞配達店等と連携した、新たな見守りの仕組みづくりが行われている区もある。 ・防犯、防災の視点で取組を考えている地区も多く、災害時要援護者について地域防災拠点との連携に取り組んでいる区もある。 ・地域に根づく仕組みとして、見守り活動に対する助成金の交付や、活動立ち上げのためのアドバイザー派遣等が区・区社協で行われている。 ・第3期の地区別計画に盛り込まれ、全ての地区で見守り活動が行われている区、また1期、2期からの取組を通して、地域での見守り合いが根付いていると実感している区もある。 ・子ども食堂、学習支援の取組を通じた見守り、支援が行われている区が多い。対象者を「生活困窮」「貧困」に限定せず、居場所づくり、子ども全般を見守るという観点で取り組まれている地区が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りの取組は各地区で地域の状況に応じて様々行われているが、自ら発信できない、関わりを望まない等、従来の取組で発見、見守りが難しい層への重層的・有機的な取組までには至っていない。 ・災害時の見守りと合わせた取組や、郵便、新聞店との気づきの仕組み等、区の取組み事例等を整理し、地域での取組を広げていく必要がある。 ・支える側、支えられる側の関係から、支え合う意識の浸透、今後支援が必要になりそうな層への対応をどう考えていくかが課題 ・「生活困窮」「貧困」等のテーマで絞った対象の把握、支援という取組は地域では受け入れにくい状況がある。

(2) 個別支援と、日常生活圏における生活支援策の連動について		
<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援から把握した課題・ニーズを、日常生活圏、区域の支援策に結びつけられているか（地域ケア会議、自立支援協議会、要対協等のネットワーク会議での課題・ニーズの連動） ・区計画、地区別計画に位置付けられた支援策が、個別支援に結びついているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別の各ネットワーク会議等は各区・地区で開催されており、それぞれの課題や検討状況について、情報共有の機会が持ちはじめている区が多い。 ・区域では、庁内連携会議により意識的に各分野の取組状況や課題を共有している区や、地域ケアプラザ所長を各会議の担当として置き、所長会で情報共有を行っている区もある。 ・地区別支援チーム会議の中で、専門職等から個別支援の状況がよく話されている区もある。 ・各分野の様々な会議に参加することが多い区社協が、地域ケアプラザや地域へ意識的に情報提供している区もある。 ・支えあい連絡会、地域ケア会議、活動者交流会等の複数の連絡会があるが、体系的に連動できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業との結びつきはあっても、個別支援（生活困窮や児童虐待等）との連携は難しい。支援者側にも地域でできることの住み分けの理解が必要。 ・地区別支援チームの活動に限らず、区・社協、地域ケアプラザの専門職が日常業務の中で地域づくりを推進していく視点・能力が弱くなっていると感じている。 ・具体的な仕組み、支援策につなげていくための検討の場としては「協議体」が有効である。 ・制度の狭間への対応も踏まえ、分野を横断した支えあいの仕組みづくりの方法等の検討が必要。
柱3 幅広い市民参加により地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる		
(1) 幅広い市民参加を促すための区の取組		
<ul style="list-style-type: none"> ・区・地区別計画の推進にどのような人に、どのように関与してほしいか ・区で力を入れている取組は何か ・今後取り組みが必要なことは何か 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区・各地区で地福計画の取組の周知が行われている。事例発表会（フォーラム等）、区民まつり、地区行事（地域主体）、広報よこはま区版、PR動画の作成、こども版リーフレットの作成等。 ・地域の活動を広げるために、各地区の取組に応じて補助金を出している。 ・地区社協向け（担い手を受け入れる側）研修、退職後の元気なシニア層向けに、地域活動参加を促すDMを送付予定の区もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代や男性、外国籍の方等、これまで地域活動とはあまり縁がなかった住民への周知が必要。小中学生が地域とつながる活動を通して計画推進との連動を図れるといい。 ・自治会や学校、企業や商店などあらゆる年代、人が集まる場所での広報周知が必要。 ・地区別計画として地区が活動している内容を周知することが大切。
(2) 次世代（子ども青少年）を対象とした取組について		
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代、次世代（小・中学生、高校生等）を対象とした区での取り組み ・小中学校との連携等 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代を対象とした取組は、福祉教育、地域のおまつりやイベント、居場所づくり等各区で行われている。 ・こども向けリーフレットを作成し小学校へ配布したり、中学生と中学生版リーフレットを共同で作成する等の取組を行っている区がある。 ・地区別計画の推進の話合いの中に、中学生の参加がある地区もある。 ・地域住民もこども青少年については着目しており、学校やPTA・子ども会との連携した事業を進めている地区は増えてきていると感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校（校長）により、地域との関わり方について考え方があり、連携の有無や実施内容は学校の意向が大きい。 ・地域のおまつりやイベントに参加することは多くなっているが単発ではなく地域福祉の活動に関わってくれるよう結び付けるのが難しい。 ・区各課が、学校に介入したい思いがあるので、区・学校の調整窓口が整理できるといい。 ・「福祉教育」だけでなく、「地域福祉」としてどうしていくかを教育委員会にも考えてもらえるといい。（子どもの地福啓発においては、学校の理解が必須。） ・学校と地域をつなぐ学校地域連携コーディネーターが不可欠であり、全校に配置できるよう教育委員会に働きかけて欲しい。
(3) 市民活動団体・NPO、企業との連携・推進		
<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ型組織と地福計画の連携についての現状、将来像について ・企業と連携した取り組み ・コミュニティビジネスの手法を取り入れた取組はあるか ・市域で取り組んでほしいこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ型は活動内容が明確で、組織と相互補完の関係に位置づけられるが、テーマ型と地縁を結び付けるのが難しい。 ・積極的な連携や地域とのコーディネートはしていなかったが、企業を含めて地元のテーマ型団体を取り込んだ取組が効果的と考え、地域振興課、区政推進課を中心に情報収集している区もある。 ・企業との連携については、各区・地区で進められている。（避難場所として企業の体育館の借用、スーパーの移動販売、敷地を開放しての朝市、子ども食堂への資金援助、交流スペースの貸し出しや料理教室、等。） ・見守り、健康づくり、介護予防をテーマに企業との連携が増えてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ型と地縁との連携は不可欠だが、コーディネートする人が必要（地域への丁寧な根回しも必要） ・企業にとってのメリットがない連携は難しく、企業側と一緒にメリットを考えていく必要がある。 ・連携のイメージ化を図れるよう、先進事例の提示をして欲しい。 ・企業との連携では、本社レベルで市として協定締結できると、区域でも協力依頼が進めやすい。 ・地域貢献活動を実施している企業情報の提供をして欲しい。 ・区域を越えた企業と地域のマッチングなどの仕組みができれば良い。 ・企業を巻き込むためには、人材、仕組み、体制が必要で、経済局等も含めた市域でのバックアップが必要 ・ボランティア団体がNPO等法人化することは生活支援体制整備の面からもコミュニティビジネスの面からも今後増えてくるため法人化への移行支援も必要

(4) 社会福祉施設との協働		
<ul style="list-style-type: none"> ・社福法改正にともない、社会福祉法人や施設からの問い合わせはあるか。ある場合どう対応しているか。 ・区で取り組んでいること ・今後社会福祉施設に期待したいこと ・市域で取り組んでほしいこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・区社協の施設分科会を通して、社会福祉施設との連絡調整の場が多くある区である。 ・社会福祉法人・施設がつながりを強化し、住民一人ひとりの困りごとや生活課題を地域と一緒に考え、解決していく仕組みづくりに区全体で取り組んでる。 ・地区社協と施設の連絡会において事例を基に互いに何ができるか話し合いを行っている。 ・区内の法人にアンケートを実施し、各施設の検討している内容をもとに、今後の取り組みについて検討を行っている。 ・区計画推進懇談会や地区の推進協議会への参加など、施設が積極的に地域と関わっている地区もある。 ・法改正を受けて、施設では「何かやりたい」という機運が高まっていると感じている区もある。(場所貸し、中間的就労、車両提供など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と法人をつなぐだけでなく、地域のニーズは何か、施設のポテンシャルは何か、施設側も考えて活動できるように支援したい。 ・地区別計画の取組等を通して、社会福祉施設が地域にも認めてもらえるのではないかと。 ・施設のニーズを聞きつつ、地域へ働きかける仕組みの検討が必要。 ・法人本部は法改正に対する関心も高いが、現場レベルの職員までは浸透していない法人も多い。 ・地域との協働の必要性について、法人・施設側への意識づけをして欲しい。

(5) 担い手育成の取組について		
<ul style="list-style-type: none"> ・区、地区で行われている効果的な取組(区・区社協・ケアプラザで取り組んでいること) ・市域で取り組んでほしいこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興課、区民活動支援センターと連携した人材育成の取組が各区で進められている。講座から取組につながるような仕掛け(地域の受け皿、テーマ型企画支援等)も合わせて行われている。 ・退職後の男性を対象とした講座が多くある区で企画されている。(「男のセカンドライフ大学校」「男前講座」等) ・推進母体に福祉保健分野以外(消費生活推進員、青少年指導員、スポーツ推進員等)を巻き込んだり、趣味活動や地域の魅力を学ぶプログラムを講座に取り入れる等、趣味やテーマをきっかけとした取組が多く行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興課、区民活動支援センターと連携して人材育成に取り組んでいるが、地域の活動やその後の取組につなげられていないこともある。 ・各施設が把握している人材を施設間連携のもと一緒に育成し、地域課題解決のために生かしていけるとよい(地域振興課との連携) ・現役世代へのアプローチは区域では難しく、地域活動の参加について、市域で企業等へ働き掛けて欲しい。(本社レベルでのアプローチ) ・市職員に対して計画に関わる意義・地域のために働くという視点をもてるような人材育成をして欲しい。 ・市職員退職予定者へ退職後の地域活動への促しが必要

2 第4期市計画の策定に向けて、市へ期待すること

(1) 市域で取り組むべき課題について		
<ul style="list-style-type: none"> ・地区別懇談会等からのニーズの中で、公助の力が必要な課題のうち、区域の関係機関等との連携だけでは解決できないことは何か ・市域で取り上げたい課題があるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会、民生・児童委員等の業務のスリム化による負担軽減。 ・自治会制度の見直し(福祉保健活動を促すための補助制度など)と加入促進を進めてほしい。 ・災害時要援護者事業など個人情報に壁になること等市が進めたいことは全市的に関係機関等とも連携してほしい。 ・担い手育成のため、定年退職を迎える前からの職域に向けた「地域・地域活動」への意識づくりや、企業への働きかけをしてほしい。 ・職員や地域人材、地域向けの人材育成のための講師の紹介(講師バンク等) ・空き家、空き店舗の活用 ・生活困窮やごみ屋敷等、地域での支援が必要でありながら、取り上げが難しいテーマについて、市域全体での方向性を定めていくべき。 ・大人のひきこもりの方など地域でどう支えるか、孤立しがちな人を支援者側も意識できる機会があると良い。 ・地域のつながりを希望しない人への支援。 ・地域の中での「つながり」に障害者が抜け落ちている感じがするため、市域でも意識づけしてもらいたい。 ・地域を支援する体制。それぞれ持っている情報を効率よく共有するための所属を越えて連携の仕組みづくり。 	

(2) 市計画のあり方について		
<ul style="list-style-type: none"> ・区計画推進支援のための市計画として、どのような内容を盛り込むといいか ・区計画推進支援のため、市に期待することは何か、どのような連携が期待されるか 	<p>【計画の位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市計画が細かく書かれていると、区域の裁量がなくなる。特に地区別計画についてはやらされ感にもなるため、理念的なものとして作成してほしい。 ・市計画においては、「区の支援計画」としての位置付けでいてほしい。市が方向性を示すことによって、区計画や地区別計画策定・推進の際のアプローチしやすい。 ・区で地区別計画策定推進の指針をつくり、目標等を共有できている。市計画でも区域計画のための指針があるといい。 ・地域包括ケア推進、「我が事・丸ごと」の考え方等、地域福祉保健計画と関係する施策との関係性を示してほしい。 <p>【区計画支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区計画推進支援と地区支援チームの体制強化のための、局主催の研修の充実。 ・地域支援に関して、地域のニーズや課題を見極め目標設定をし、リーダーシップを取りながら関われる職員の育成が求められる。 ・地区分析をする上でのバックデータの提供 	

生活困窮者自立支援制度の動向について

1 本市における実施状況

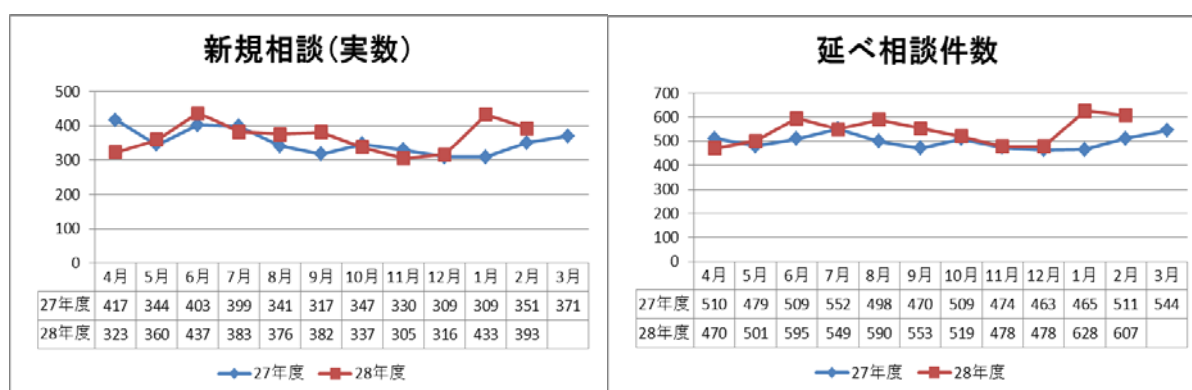
平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立に向けた就労支援をはじめ、家計管理の支援や子どもの学習支援など、相談者の状況に応じて多面的な相談支援を実施しています。

(1) 相談支援の状況

- ・新規相談数や支援申込数は、前年度比で着実に増えている

(参考：28 年度実施状況 (18 区生活支援課実施分))

	新規相談(A)	相談延べ数(B)	支援申込数(C)	申込率(C/A)
27 年度	4,238	5,984	1,223	28.9%
28 年度 (~29 年 2 月)	4,045	5,968	1,282	31.7%
前年度比 (月平均での比較)	104.1%	108.8%	114.4%	-



(2) 就労支援の状況

- ・ジョブスポットなどでの就労支援の結果、高い水準で就労や増収に結び付いている

	支援申込数 (C)	うち就労支援 対象(D)	就労・増収者 数(E)	就労・増収率 (E/D)
27 年度	1,223	727	458	63.0%
28 年度 (~29 年 2 月)	1,282	826	631	76.4%
前年度比 (月平均での比較)	114.4%	123.9%	150.3%	-

⇒ 支援を行った方には着実に効果が現れているが、引き続き 潜在的なニーズの把握や、早期に相談支援に繋がる仕組みづくり に取り組んでいく必要があります。

2 子どもの学習支援の充実強化

本市では、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援を、「寄り添い型学習支援事業」として全区で実施し、貧困の連鎖の防止に向けた生活保護世帯等の中学生の高等学校等への進学支援に取り組んでいます。

29年度は、これまで進めてきた中学生の受入拡大に加え、高校等への進学後のフォローを強化します。

(1) 寄り添い型学習支援事業における29年度拡充内容

- ・中学生の受入拡大：18区・31会場・810人（28年度：18区・28会場・720人）
- ・高校中退防止の取組強化（18区）

(2) 生活保護世帯の進学率・中退率の状況

ア 高等学校等進学率（28年4月） ※特別支援学校等を除く

	全体	全日制	定時制	通信制
生活保護（本市）	97.4%	60.8%	20.3%	6.4%
生活保護（本市： 学習支援事業参加者）	98.5%	67.3%	27.1%	3.4%
全世帯（神奈川県）	98.9%	91.6%	2.6%	3.2%

⇒ 寄り添い型学習支援事業に参加した生活保護世帯の生徒の進学率は、神奈川県内の生活保護世帯以外にも含めた全世帯の高校進学率と、ほぼ同水準

イ 高等学校等中退率の状況（27年度）

	全体	全日制	定時制	通信制
生活保護（本市）	4.5%	2.3%	9.8%	8.8%
全世帯（神奈川県）	1.6%	0.9%	10.7%	12.3%

⇒ 本市の生活保護受給世帯の中退率は、県内の全世帯平均と比べ約3倍

※生活保護世帯の中退率が全世帯平均よりも高い状況は、全国的にも同様

(3) 今後の取組の方向性

ア 高校進学後のフォローアップの実施

学習支援事業に参加した卒業生が定期的に集まり、近況や悩みなどを気軽に話せる場を設けることを通して **精神的なサポートを行い、高校中退を未然に防ぐ**

イ 中学生の受入の更なる拡大

高校進学に対する目的意識や意欲を一層高めるため、中学2年生など **早い時期からの参加に向けた受入枠の拡大**

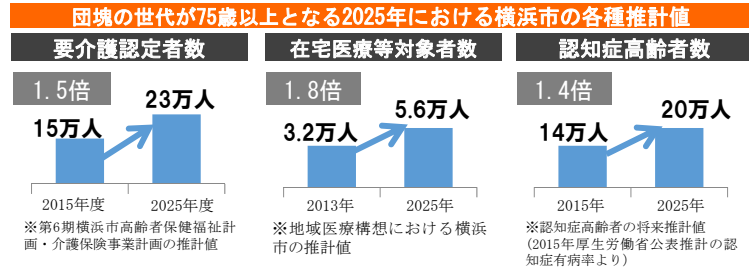
⇒ こうした取組の強化により、進学率の更なる向上を図るとともに、中退する生徒の減少など、**将来の自立に向けた支援を充実**していきます。

横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について

「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針」を策定しました。(平成29年3月)

1 横浜市を取り巻く状況について

- **地域包括ケアシステムについて**
 - ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、**介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築**が必要です。
 - ・団塊の世代が全て75歳以上となる**2025年**に向けて、各自治体には**地域の実情と特性に応じた「地域包括ケアシステム」の構築**が求められています。
- 他の都市部と同様に急速な高齢化が進む横浜市でも、今後、**要介護者や在宅医療等対象者、認知症高齢者などの増加**が見込まれています。



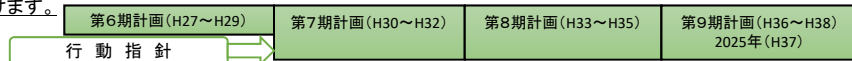
- **そのため、横浜市としても、平成27年3月策定の「第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成27～29年度)(以下、「第6期計画」)においては、第6期計画を「よこはま地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までに「横浜型地域包括ケアシステム」を構築することを目指しています。**

2 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について

- **横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針の策定について**
 - ・地域包括ケアシステムは**抽象的な概念のため、目標を分かりやすく示すことが重要**であるとともに、介護・医療・介護予防など、**幅広い分野にわたることから、多くの関係者(行政、医療・福祉関係機関、事業者、ボランティア等の地域住民ら関係者)の協力が不可欠**です。
 - ・幅広い分野にわたって有機的な連携が求められるため、まずは、**行政である横浜市が、目指すべき姿を明確にして、関係者に働き掛けていかなければなりません。**
 - ・2025年までに「横浜型地域包括ケアシステム」を構築するには、**横浜市はどのように臨んでいくのか、その考え方をわかりやすく示すために指針を策定**します。

○「第6期計画」と指針の関係

指針は、「第6期計画」で目指している地域包括ケアシステムの構築について補足するものとし、第7期から指針の内容を計画に位置付けます。



※ また、地域医療構想(平成28年10月策定)を指針に反映するとともに、次期「よこはま保健医療プラン」(平成30～35年度)に指針を反映させます。

- **位置づけ**
 - ・**横浜市の地域包括ケアシステムの目指す姿をわかりやすく示します。(横浜市の姿勢を示すもの。)**
 - ・介護、医療、介護予防、生活支援、住まいの分野別に、現状と課題、実現に向けた取組、評価指標を示します。
 - ・職員間で共通認識を持つとともに、関係者(特にサービス提供者である介護・医療の関係者)と共有します。
 - ・庁内(区局)において地域包括ケアシステムの構築を進める「よりどころ」とします。
 - ・数値目標の設定は「第7期計画」、次期「よこはま保健医療プラン」等の計画策定の中で検討します。

- **期間**
 - ・地域包括ケアシステムを2025年までに構築することから、**2025年までとし、計画改定時に必要に応じて更新**します。

3 指針のポイント

【ポイント1】2025年の目指す将来像と横浜市の重点方針の設定

- **第6期計画の基本目標と2025年の姿を、よりわかりやすく具体化するため、2025年の目指す将来像として示し、この将来像を実現するために、横浜市の重点方針を設定**します。

【第6期計画が目指すこと】

地域包括ケア計画として、各計画期間を通じて段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進め、**2025年度(平成37年度)までの間に各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築**します。
【2025年(平成37年)の姿～団塊の世代が75歳以上～】高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最後まで営んでいます。

2025年の目指す将来像

- ① 高齢者が介護予防や健康づくりの必要性を理解し、積極的に取り組んでいます
- ② 高齢者がその能力を生かして社会参加することが、生きがいになっています
- ③ 高齢者が地域と関わりを持ち、地域で支え合いながら、自立した生活を送っています
- ④ 高齢者が要介護状態になっても、医療と介護が連携して質と量を備えた専門的ケアが提供され、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して生活できています
- ⑤ 高齢者が自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができています

横浜市の重点方針

- 人生の最終段階まで高齢者が住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、**医療・介護が連携し、在宅生活を支える体制を充実**する。
- 生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加をふまえ、**高齢者の日常生活上の困りごとが多様な形で支えられる地域づくり**に取り組む。
- **高齢者自らが介護予防・健康づくりに取り組み、その人らしく自立した暮らしを続けていけるよう支援**する。

※高齢者には要介護・要支援認定を受けた第2号被保険者を含みます。

【ポイント2】分野別の現状と課題、あるべき姿と取組の方向性

- 2025年の目指す姿の実現に向けて、**地域包括ケアシステムの分野ごとに、現状と課題を整理**しています。
- 課題を踏まえ、2025年の**あるべき姿とその実現に向けた取組の方向性と取組**を示しています。
- 5分野のほか、**分野横断的なその他の取組として、認知症等、高齢者の社会参加**を示しています。

分野	課題	あるべき姿	方向性と取組
介護	・要介護高齢者等の増加 ・本人の状況に応じた介護サービスの提供 ・医療ニーズへの対応や24時間対応型の介護サービスの提供 等	高齢者が自らの状況に合わせて、必要なサービスを適切に利用し、住み慣れた地域で生活できている 等	・多様な在宅介護サービスを提供できる事業所の整備 ・介護従事者の人材確保(就労・定着・育成) ・利用者の状況に合わせたケアマネジメントの実施と多職種及び地域との連携 等
医療	・在宅医療需要・在宅での看取りの増加 ・在宅医療と介護の連携と効率的な提供 ・在宅医療・介護や在宅での看取りについての市民への適切な情報提供 等	高齢者が疾病を持ちながらも、在宅医療を担う多職種が連携して、高齢者・家族を支援し、24時間365日安心して在宅生活を送ることができている 等	・在宅医療提供体制の構築 ・市民に向けた在宅医療の普及・啓発 ・在宅医療を担う人材の確保・育成 等
介護予防	・高齢者が介護予防に積極的に取り組む意識の醸成 ・地域で継続的に介護予防活動を行う環境整備 ・自主的な介護予防グループ活動の拡充・支援 等	高齢者が人となりがりながら健康で生きがいのある活動的な生活を地域で送ることができている 等	・自ら介護予防に取り組む市民意識の醸成 ・地域活動グループへの支援 ・介護予防人材の育成・支援 等
生活支援	・日常生活支援の必要性の増大 ・生活支援の担い手の養成・新たな社会資源の開発 ・高齢者の社会参加の機会継続・拡大 等	自分でできることは自分で行いながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支援を要する高齢者への様々な主体による重層的な生活支援の機会がある 等	・地域特性の把握 ・関係者間・支援主体間のネットワーク構築 ・多様な支援・サービスの提供 等
施設・住まい	・一人暮らし高齢者、認知症高齢者の増加 ・様々なニーズや状況に応じた施設や住まいの提供 ・軽度要介護者、低所得高齢者への対応 等	高齢者が自らのライフスタイルや生活状況に合わせて、希望する施設や住まいで生活している 等	・特別養護老人ホームの整備水準の検討 ・低所得高齢者への居住費・食費の補助支援等の検討、中所得高齢者向けのサービス付高齢者住宅について供給誘導策の検討 ・施設・住まいに関する相談体制や情報提供の充実 等

	課題	あるべき姿	方向性と取組
認知症等	・認知症高齢者の増加 ・認知症の早期診断・早期対応 ・認知症への理解 等	認知症になっても本人の意思が尊重され地域で暮らし続けることができる等	・認知症初期集中支援チームの設置等、早期診断・早期対応 ・認知症の人の居場所づくりや介護者支援の充実 ・認知症への理解を深めるための普及啓発や地域の見守りネットワーク構築 等
高齢者の社会参加	・シニアの活躍の場の創出 ・高齢者の社会参加である「生きがい就労」の推進 等	就業や社会参加の意欲を持つ高齢者が、能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる社会環境が整備されている 等	・「生きがい就労支援スポット」の整備 ・よこはまシニアボランティアポイント事業の推進 ・高齢者の就業支援 等

【ポイント3】 目指す姿の実現に向けた取組の視点

- 介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供されるよう、各分野の取組を縦割りに行うのではなく、横につないでいく視点が重要です。

目指す姿の実現に向けた取組の視点（一部抜粋）

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた目標の共有**
横浜市は行政として、関係者全員が地域包括ケアシステムの構築に向けた同一の目標を共有するよう働きかけ、目標の達成につなげるなど、地域包括ケアシステム構築の推進役を果たす必要があります。
- 多様な主体による地域包括ケアシステムの構築**
・介護や医療が必要な人の生活を支える介護・医療等の多様な専門機関・事業者による専門サービスが必要です。
・事業者や町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、住民など、地域の多様な主体による介護予防や生活支援などの取組が必要です。
- 多職種が連携した一体的なケアの提供**
・特に医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者を在宅で支えていくためには、専門職の多職種間で「顔の見える関係」を構築するとともに、それぞれの専門性と果たしている役割を相互理解し、連携を深める必要があります。
- 分野を横につなぐために**
・分野を問わず、個別のケースや地域の課題を検討する場として、地域ケア会議があります。地域ケア会議は、個別ケース、包括レベル、区レベル及び市レベルで重層的に構成されます。各レベルでの事例を積み上げ、また検討をフィードバックすることで、地域づくり・資源開発及び政策形成にまでつなげていくものです。
- 市民意識の醸成**
・住み慣れた地域で自分らしい日常生活を営むために、介護・医療が必要になったときには、誰に相談するか、どのような介護サービスや医療サービスを受けるか、高齢期の住まい方をどうするのか、そして人生の最終段階をどのように迎えるか、様々な選択肢の中から、自分がどうしたいかを考えておくことが、よりよく生きることに繋がります。人生の最終段階に関する意思決定については、本人だけでなく家族・親族等も含め、理解と心構えが重要になります。

【ポイント4】 評価指標

- 地域包括ケアシステムの達成状況を確認するため、分野別に取組の活動指標と成果に関連する指標を設定し、進捗確認を行います。
- 評価指標は、アウトカムを表す成果指標だけでなく、プロセスも見えていくためにアウトプットを表す活動指標も設定します。
- 評価指標は国からの例示はなく、他都市で設定している例は少ない状況です。
- 「2025年のあるべき姿」を具体化した数値目標は、「第7期計画」、次期「よこはま保健医療プラン」等の計画策定の中で検討します。

分野	評価指標（抜粋）	現状値	2025年のあるべき姿
介護・介護予防	要介護認定率	17.9% (H28.9)	2025年の推計値(24.1%)を下回る
医療	在宅療養支援診療所数（対10万人）	348施設(9.3施設) (H28.12)	増加
	在宅医療連携拠点相談件数	7,747件/年 (18拠点(全区整備))(H27年度)	増加
	在宅看取り数(人・率)(異状死は除く)	4,819人(18.50%) (H25年)	増加・上昇
介護予防	高齢者自身が健康だと考えている人の割合	元気づくりステーション参加者で80.1% 平成25年度高齢者実態調査(一般)で74%	上昇

※ 医療分野の評価指標については、現在、厚生労働省が検討している第7次医療計画の作成指針を踏まえて、今後「よこはま保健医療プラン」の中で検討し、見直しをかけていきます。

4 区版指針について

- 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいの状況を把握し、市全体の考え・施策を共有したうえで、区域・地域包括支援センター圏域(日常生活圏域)それぞれの地域特性に応じた仕組みを構築していく必要があります。
- 18区ごとに地域の実情や特性が異なる横浜市においては、各区が日常生活圏域ごとの特性を踏まえた、区の戦略を立てることが重要であり、平成29年度に区ごとに重点取組などを記載する、各区行動指針を策定します。

5 関係者への説明経過

- 指針は、平成29年3月に確定し、ホームページで公表しています。

日程	会議等
平成28年12月	・横浜市在宅療養連携推進協議会での意見聴取 ・横浜市介護保険運営協議会での意見聴取
平成29年2月～3月	・横浜市会常任委員会への説明 ・横浜市介護保険運営協議会への説明 ・横浜市社会福祉審議会への説明 ・横浜市保健医療協議会への説明(予定) ・関係機関(医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会、地域ケアプラザ)への説明
平成29年3月	・指針確定

いわゆる「ごみ屋敷」対策について

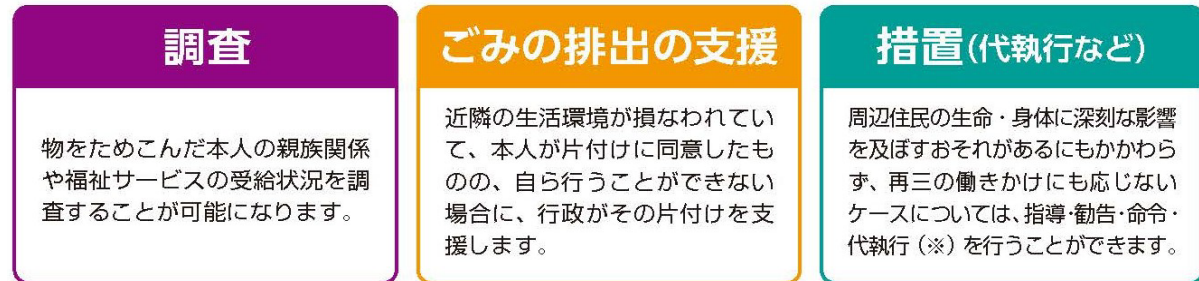
平成 28 年 12 月 1 日、「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」を施行し、「ごみ屋敷」対策を進めています。

1 条例の概要について

(1) 基本方針

- ア 不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することが原則
- イ 不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当事者に寄り添って支援
- ウ 市、地域住民、関係機関その他の関係者が協力して、不良な生活環境の発生の防止に努め、堆積者が自ら解消することが困難な場合には、解消に向けたあらゆる対策を実施
- エ 堆積者への支援を基本とし、必要に応じて適切に措置を実施

(2) 条例によりできること



※代執行は、行政代執行法において、「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、そのかつ不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限り可能とされています。

(3) いわゆる「ごみ屋敷」対策のフロー

裏面フロー参照

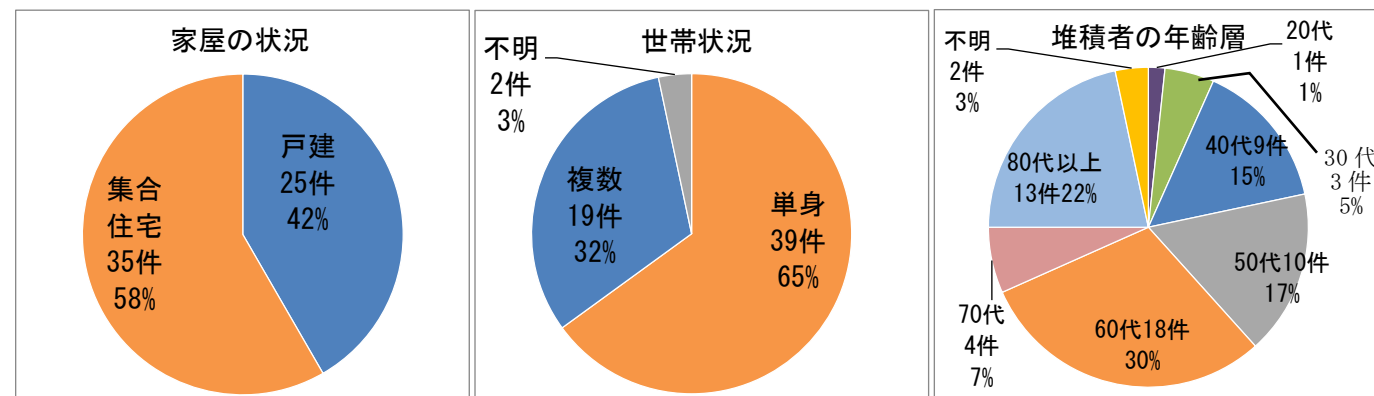
(4) 施行日

平成 28 年 12 月 1 日

2 「ごみ屋敷」の件数について

- (1) 件数 **60 件** } 28 年 6 月末時点（条例施行前）の予備的調査において、近隣の生活環境が損なわれている不良な生活環境として把握した件数

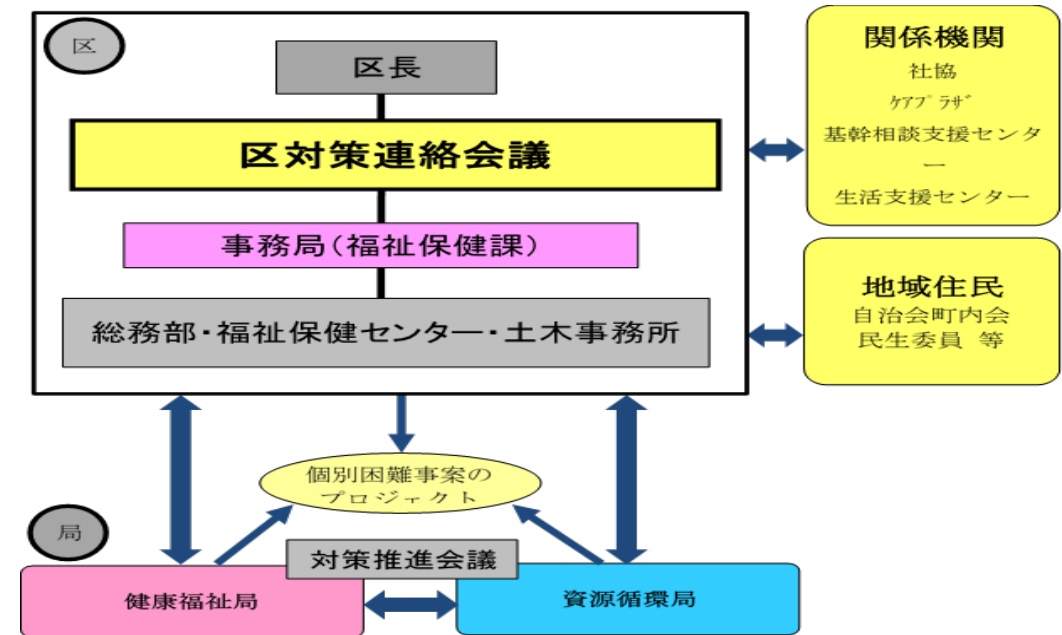
(2) 近隣の生活環境が損なわれている案件の傾向



3 推進体制について

18区役所と健康福祉局・資源循環局が一体となり、さらに関係機関や地域とともに対策に取り組む、根本的な問題解決をめざしています。

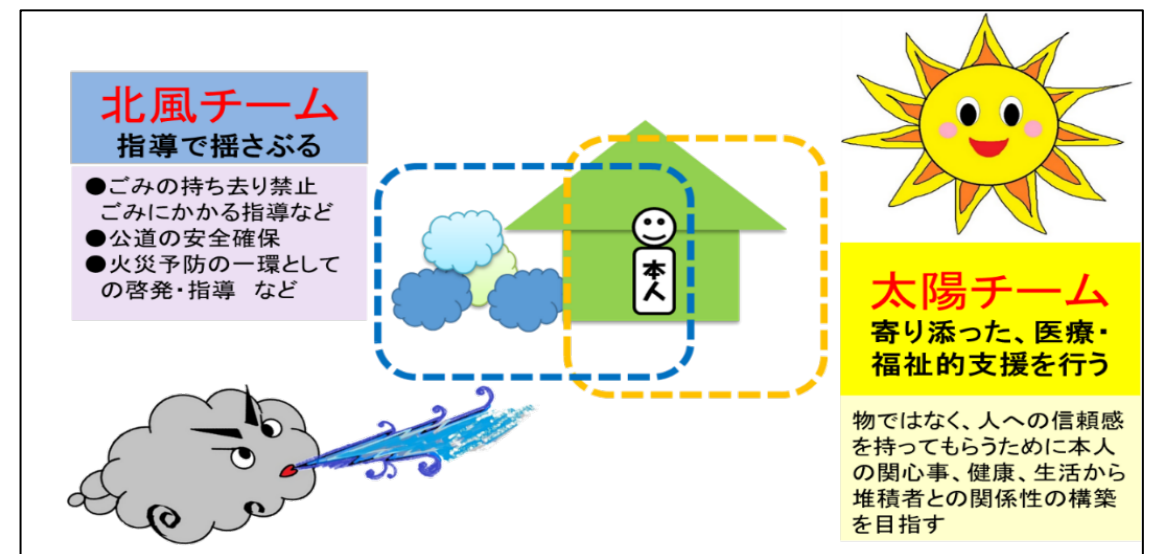
(1) 区局の役割分担のイメージ



(2) 個別事案対策検討プロジェクト

- ・区役所の取組だけでは解決が難しく、周辺への影響が大きい事案について、区と局が一体となり、より効果的な解決方法を検討するために設置しています。
- ・現在、1 事案について設置していますが、寄り添った福祉的支援を行うチームを通称「太陽チーム」、指導的アプローチを行うチームを通称「北風チーム」とし、プロジェクトで全体の動きを確認しながら支援と指導の両面からアプローチしています。
- ・堆積者への効果的なアプローチに向けては、専門家からの助言を得ながら、進めています。

<困難事案アプローチイメージ図>



第4期 横浜市地域福祉保健計画策定にかかる分科会について

第4期横浜市地域福祉保健計画（以下、第4期市計画）策定にあたり、特に重点的に取り組むべきテーマについて検討を行うため、分科会を2つ設置します。

平成28年度 第1回横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会で、いただいたご意見を参考に分科会の詳細について以下のように決めました。

テーマ名	分科会 1 多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり		
計画検討会でいただいた意見	<ul style="list-style-type: none"> 複合的な課題を支えていくには、多様な主体のパートナーシップが必要。 高齢、障害、子育てなど分野をつなぐ情報共有を進めていくことが求められる。 市民参加は誘い方が重要。選択肢が多ければ、参加者も増えてくるのでは。 市民一人ひとりの参加が「健康づくり」にもつながることが見えると良い。 		
主旨	地域活動団体やNPO法人、社会福祉法人、企業など多様な主体の参加と連携による「支えあいの地域づくり」を考えるとともに、取組が継続的かつ効果的に進められるよう、支援機関の役割について検討します。		
各回の内容及び日程（予定）	6月15日（木）14:30～16:30 横浜市健康福祉総合センター 9階 902 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画の取組と課題について これまでの取組（市域・区域）を振り返るとともに全体の概要（どのような課題にどういった主体の参加が期待できるか等）について検討 	
	8月1日（火）14:30～16:30 横浜市健康福祉総合センター 9階 904 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の地域貢献について 社会福祉法人や施設の具体的事例から地域とのつながり（地域からの期待）について検討 	
	9月21日（木）14:30～16:30 横浜市健康福祉総合センター 9階 904 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 企業や商店などへのアプローチについて または、第1～2回の議論を踏まえ検討内容を調整 全体のまとめ 	
分科会で目指す成果物	各主体（特に社福法人や企業）による地域福祉推進の取組の現状を踏まえ、新たな役割期待や地域福祉への関わり方（市域、区域、地区域での取組）を検討し、計画に反映します。		
構成メンバー	策定推進委員会 委員	名和田 是彦（学識経験者）	竹谷 康生（高齢分野関係者）
		福松 美代子（保健活動推進員）	佐伯 美華（学校・地域連携関係者）
		森本 佳樹（学識経験者・福祉）	畑尻 明（自治会町内会関係）
		合田 加奈子（社会福祉協議会）	井上 彰（障害分野関係者）
		中野 しずよ（NPO・市民活動団体等）	
	臨時委員	区社会福祉協議会事務局長	社会福祉法人・施設代表
		地域ケアプラザ所長	
	オブザーバー	区福祉保健課	市民局市民活動支援課
その他	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じてゲストスピーカーを招聘 地域貢献の取組を行っている社会福祉法人・施設や企業などを想定 		

テーマ名	分科会2 支援を必要とする人（社会的孤立等）に気づき、支える仕組み		
計画検討会で いただいた意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「支援を必要とする人を支える」には多様な主体の参加が必要。 ・声を挙げやすい状況を作ること。行政だけでなく地域や支援者側もできることを一緒に話合える場があることが、あんしんで暮らしやすい地域づくりになる。 ・社会的孤立等にどう気づくか、どう把握するかだけでなく、その状況を生み出さないための一次予防の観点が必要。「予防」の視点も踏まえた検討を期待したい。 ・現場の意見を聞きながら、市として動けること（公助）の提案が欲しい。 		
主旨	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の取組では気づくことが困難な「支援を必要とする人」に気づき、支える仕組みを検討します。 ・生活困窮等、制度の狭間にある人を含めた社会的孤立予防に向け、自ら取り組むこと（社会参加、健康づくり）支え合い（見守り、つながりづくり等）や支援機関の役割（あり方）について検討します。 		
各回の内容及び 日程（予定）	6月12日（月）13:30～15:30 横浜市庁舎7階7S会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・国の動き、横浜市の状況について ・分科会の主旨、議論ポイントの共有 	
	7月24日（月）13:30～15:30 横浜市庁舎7階7S会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での具体的な取組についての検討 ・「支援を必要とする人」に気づき支える方法の検討（自助、共助、公助） 	
	9月26日（火）13:30～15:30 横浜市健康福祉総合センター 9階903会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・市域・区域・地域の取組の方向性を整理 ・全体のまとめ 	
分科会で目指す 成果物	「第4期市計画における取組方策」等を取りまとめ、市域の取組、区域・地域の取組を整理して計画に反映し、推進の中で取組を進めていきます。		
構成メンバー	策定推進委員会 委員	西尾 敦史（学識経験者・福祉）	下嶋 邦明（市民委員）
		増田 英明（医師会）	川畑 正（地域ケアプラザ）
		山田 美智子（子育て分野関係者）	田高 悦子（学識経験者・保健）
		米岡 美智枝（地区社会福祉協議会）	内海 宏（地域まちづくり関係者）
		坂田 信子（障害分野関係者）	青木 伸一（民生委員児童委員協議会）
臨時委員	区社会福祉協議会事務局長		
オブザーバー	区福祉保健課 区生活支援課 健康福祉局地域支援課 健康福祉局生活支援課 健康福祉局障害福祉課	教育委員会学校支援・地域連携課 市民局地域活動推進課（自治会、町内会） こども青少年局企画調整課（こどもの貧困） こども青少年局青少年育成課（若年ひきこもり）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてゲストスピーカーを招聘 ・区生活支援課 SW、地域ケアプラザコーディネーター 等 		

<今後のスケジュール>

6月上旬：各委員あて、参加依頼文を送付

6月上旬：第1回分科会 資料事前送付

第4期 横浜市地域福祉保健計画の策定に向けた 関係団体ヒアリングについて

1 趣旨

第4期横浜市地域福祉保健計画（推進期間：平成31～35年度）（以下、市計画）の策定に向けて、地域福祉活動団体や当事者団体など関係団体にヒアリングを行います。

ヒアリングでは各団体から、活動の現状と課題や地域との関わり、さらに福祉保健計画に期待することなどをお伺いして、第4期市計画の策定に活かしていきます。また、ヒアリングの結果は各区へも情報提供し、区計画・地区別計画の推進にも活用します。

2 ヒアリングの実施時期

平成29年6月～8月（予定）

3 ヒアリング対象団体・施設

(1) 対象の団体・施設

ヒアリングの対象として、下記の団体・施設を予定しています。

NO.	分野	想定される対象	調整先のネットワーク等（予定）	委員選出
1	地域	自治会・町内会	横浜市町内会連合会	○
2		地区社会福祉協議会	市社協 区社協部会	○
3		地区民生委員児童委員協議	横浜市民生委員児童委員協議会	○
4	高齢者	地区老人クラブ	横浜市老人クラブ連合会	○
5	健康づくり	地区保健活動推進委員会	横浜市保健活動推進委員会	○
6	子ども	区主任児童委員連絡会	横浜市主任児童委員連絡会	
7		地域子育て支援拠点	施設長連絡会	○
8	青少年	地域ユースプラザ	横浜市こども青少年局	
9	障害児者 (当事者・家族等)	身体障害者 当事者団体	横浜市身体障害者団体連合会	○
10		知的障害者 当事者団体	横浜市心身障害児者を守る会連盟	○
11		精神障害者 当事者団体	横浜市精神障害者地域生活支援連合会	
12	権利擁護	法人後見 受任団体	横浜生活あんしんセンター	
13	生活困窮	更生保護施設	市社協 生活医療福祉部会	
14	社会福祉法人	施設運営法人	市社協 高齢福祉部会	
15	NPO法人	市内で活動する法人	横浜市市民活動支援センター	○
16	企業	一般企業など	横浜労働者福祉協議会	
17	学校	学校・地域関係者	横浜市教育委員会	○
18	必要に応じて実施			

(2) 対象の団体・施設等の選出方法について

- ・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員（以下、委員）として参画いただいている団体・施設（10か所）については委員の皆さまへのヒアリングを基本として調整をさせていただきます。
- ・その他の団体・施設の皆さまには各分野のネットワーク等へご依頼・ご相談のうえヒアリング対象をご推薦いただく予定です。

4 ヒアリング内容（案）

主に次の項目について、約1時間程度ヒアリングを行います。

- (1) 活動における現状と課題
- (2) 活動を進めるうえで必要な支援
- (3) ご意見など

5 ヒアリング実施方法

- (1) 事前送付：「ヒアリング票」を事前に各団体（団体事務局等）あてに送付します。
- (2) 記入回答：ヒアリング票を代表者にご記入いただきます。
(可能であれば計画事務局へ送付いただきます)
- (3) ヒアリング票をもとに、お話を伺います。

6 ヒアリング結果について

ヒアリングの結果は、7月ならびに10月開催予定の計画検討会にて報告し、第4期市計画策定に向けた資料として活用します。（報告は必要に応じて各分科会にも行います）

7 今後のスケジュール

平成29年5月	各ネットワーク、関係機関へ対象団体の選出依頼 委員向け、個別調整を実施 選出団体にヒアリング票 送付（順次）
6月～	団体ヒアリング開始（順次）
7月	計画検討会にて中間報告
8月	団体ヒアリング終了
10月	計画策定・推進委員会にて最終報告

平成29年度 第4期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール

月 年度	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
計画作成	計画大枠の作成 →総合目標・柱・重要な視点等の構成について						計画素案骨子の検討						中間報告書作成 計画素案の検討												素案確定											
策定・推進委員会 計画検討会	4/26 第1回策定・推進委員会 ・4期計画の方向性の確定 ・ヒアリング対象団体の決定 ・分科会の設置の確定						第1回 計画検討会 ・骨子の協議						第2回 計画検討会 ・分科会の報告 ・骨子確定 (中間報告資料)												第2回 策定・推進委員会 ・素案の検討 ・4期評価方法検討											
分科会	分科会1 「多様な主体の参加と連携による 支えあいの地域づくり」						6/15 1回目			8/1 2回目			9/21 3回目																							
	分科会2 「支援を必要とする人(社会的 孤立等)に気づき、支える仕組み」						6/12 1回目			7/24 2回目			9/26 3回目																							
市会	適宜、常任委員会へ報告																																			
関係局課調整	関係局ヒアリング 主要計画との関係性整理						庁内PJ①			各分野における取組方策の調整						庁内PJ②			庁内PJ③			庁内PJ④														
関係諸団体	各団体あて、ヒアリング先 選出依頼						ヒアリング実施																													
区役所・区 社協調整	委員会・分科会実施内容報告						骨子(中間報告)意見募集 →意見照会結果報告						意見交換実施(適宜)						暫定案の説明・意見照会 →意見照会結果報告			最終案、委員会の説明 ・パプコメ実施説明														
評価検討会	第4期横浜市地域福祉保健計画 評価検討会①②																																			

平成29年度 第3期横浜市地域福祉保健計画 推進スケジュール

H29.4.26現在

資料7

		主担当	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進の柱1 「地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる」における取組	①各区・地区別計画策定・推進	18区共通 市 市社協	市・区計画策定・推進、各種研修実施 / 市・区計画策定・推進状況等の情報提供 / 管理職会、担当者会議等での情報交換実施											
	②重点的支援が必要な地区への支援	市	地域の見守りネットワーク構築支援事業等の推進											
推進の柱2 「支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる」における取組	①健康キャラバン事業(柱2-2-3)	市	各区へのリーフレット配布											
	②身近な地域のつながり・支え合い活動推進事業(柱2-2-1)	市社協	各区社協による実践・事例検討											
	③地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みづくり(柱2-2-2)	市	庁内検討プロジェクト実施の中で検討											
	④地域ケアプラザの機能と人材を生かすための環境づくり(柱2-2-5)	市 市社協	「地域ケアプラザ検討会/全体会、事業実績評価分科会、業務連携指針分科会」											
	⑤地域福祉保健人材の育成(柱2-2-6)	市 市社協	法人後見実施NPO 設立支援フォーラム											
	⑥権利擁護の取組(権利擁護、市民後見人養成・活動支援事業、法人後見)(柱2-3)	市 市社協	市民後見人バンク登録者(1~3期養成課程修了者)及び市民後見人への活動支援(相談支援、成年後見サポートネット全体会・分科会、合同研修会、定期面談、受任者連絡会、自主勉強会運営支援等)・市民後見人バンク登録者(1~3期養成課程修了者)受任調整											
推進の柱3 「幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる」における取組	①幅広い福祉教育(啓発)の実施(柱3-1-4、3-1-5、3-2-1)	市社協	各区取組事例の集約検証・見直し											
	②高齢者の意欲と能力が発揮できる場と出番づくり(地域におけるシニアパワー発揮推進事業等)(柱3-3-2)	市	地域におけるシニアパワー発揮推進事業/1地区における取組支援(介入調査、効果測定、効果検証等)・手引書の作成											
	③よこはま地域福祉フォーラムの開催(柱3-4-1)	市社協	市社協・区社協共同プロジェクト開催											
	④企業・学校との連携事業(企業の地域貢献活動の充実にに向けた支援等)(柱3-4-3、3-4-4、3-5-1)	市 市社協	関係局・機関との調整・情報共有(教育委員会、経済局、市民局、政策局等)											
	⑤地域施設間の連携(柱3-5-1)	市	市内7区(神奈川、南、保土ヶ谷、金沢、港北、戸塚、栄区)を中心に取組実施											
	⑥地域の福祉施設と協働した地域福祉保健活動の推進(柱3-4-5)	市社協	第59回大都市社会福祉施設協議会(横浜市大会)											
その他	普及・啓発(市民向け)	市 市社協	対象層(40~50代)に向けた効果的な普及啓発の取組の実施・検討(退職者向け研修等での普及啓発・企業等に対する普及啓発等)											

平成29年度 第3期区地域福祉保健計画推進スケジュール

資料8

平成29年4月1日現在

区名	取組内容	29年度(推進2年目)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	2月	3月
鶴見区	策定推進委員会	◎ 推進委員会											
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	● 広報区版 ○ 推進F 企画会議 ○ 推進F 企画会議 ○ 推進F 企画会議 ● パネル展 ○ 推進F 企画会議 ● 30.2月末 鶴見・あいねっと推進フォーラム ● パネル展 地域ケアプラザのお祭り、各地区のイベント等での第3期計画の普及啓発											
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	支援チームとしての目標設定 地域にあわせた地区別計画の推進に向けての対応(関係者連絡会議、地区フォーラム、関係団体の交流会等の開催) 地区の取組み冊子の作成 チーム目標の振り返り 各地区でシートを作成											
	区計画の推進・振り返り(評価)	前年の区、地区別計画の振り返り 地区別計画の推進状況を評価											
	関係機関との横断的連携	地区別支援チーム会議(月1回) 区社協との第3期計画の推進に向けての打合せ(月1回) 地域支援3課(区政推進課地域力推進担当、総務課危機管理担当、福祉保健課事業企画担当)での打合せ(月1回) あいねっとデータ通信の発行(概ね年3回程度)、地区の取組状況報告書の発行(概ね年4回程度)											
	職員向け研修(区社協・CP含む)	4月当初 新任課長・係長ガイダンス 4月上旬 転入責任職・あいねっとリーダー研修 4月中旬 地区担当責任職・あいねっとリーダー研修 4月下旬 区社協・地域ケアプラザ新任職員向け研修 5月頃 区転入職員研修(保健師・社会福祉職別で実施)											
	今年度力を入れる取組等	推進組織等を活用した計画の推進、啓発											
神奈川区	策定推進委員会	● 第1回											
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	● 広報区版 コラム① ● 取組報告の通信発行 ● 広報区版 コラム② ● 広報区版 コラム③ ● 広報区版特集号 ● 取組発表(福祉大会) ● 取組報告の通信発行 ● 広報区版 コラム④ 各地区の取組に関する情報交換会(2回)											
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	第1回地区別計画推進会議(21地区) 第2回地区別計画推進会議(21地区)											
	区計画の推進・振り返り(評価)	推進に向けた「年間計画」の作成(第1回推進会議にて確認) 「年間計画」の振り返り(第3回推進会議にて確認)											
	職員向け研修(区社協・CP含む)	● 転任・新任研修											
	今年度力を入れる取組等	地区別計画の進捗確認・推進支援 区計画の推進に向けた関係機関・団体等への計画の周知⇒協働で取組を進める											
西区	策定推進委員会 推進・評価委員会	● 推進・評価委員会											
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	● にこまち通信 発行 ● 区民まつり ● フォーラム 開催 ● にこまち通信 発行											
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	各地区懇談会(随時開催)、各地区社協の中で、「アイデア出し・企画立案」⇒「実践」⇒「振り返り・課題提起」⇒「実践」をサイクル化して進め ● 振り返り											
	区計画の推進・振り返り(評価)	目指すべき姿に向けた取組を実施(随時) 振り返りの依頼とりまとめ											
	職員向け研修(区社協・CP含む)	リーダー会議(毎月)、研修(転入職員・区社協・CPなど)を実施予定											
	今年度力を入れる取組等	地区支援チームとして、地域の課題解決に向けた取り組みを実施(随時) 振り返りと次年度への取組											

区名	取組内容	29年度(推進2年目)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年 1月	2月	3月
中区	策定推進委員会	● 第1回					● 第2回						
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	パネル展示 地域活動多言語版配布 ●中なかいいネ通信 ●中なかいいネ通信 ●中なかいいネ通信 ●中なかいいネ通信 ●発表会											
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	地区別計画振返り		中間振返りに向け検討				地区別推進会議の中で随時推進				各課・チーム・区計画 振り返り 次年度計画	
	区計画の推進・振り返り(評価)	○四半期			○四半期			○四半期			○四半期		
	職員向け研修(区社協・CP含む)	● リーダー・サブリーダー研修		● 地域支援研修									
	今年度力を入れる取組等	● 第1回検討部会						● 第2回検討部会			● 第3回検討部会		
港南区	策定推進委員会	●推進協議会					●推進協議会						
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	●広報よこはま4月		●ひまわりプラン応援補助金団体交流カフェ ●広報よこはま7			●しゃべっチャオ			●元気な地域 づくりフォーラム			
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	地区別意見交換会(支えあいネットワーク)									●広報よこ はま4月		
	区計画の推進・振り返り(評価)	ひまわりプラン中間振り返りスキーム作り				ひまわりプラン応援補助金 申請団体活動訪問				●翌年度の支援 方向性の検討			
	職員向け研修(区社協・CP含む)	●地域支援チームオリエンテーション					●地域支援チーム研修						
	今年度力を入れる取組等	こども向けひまわりプランの啓発(7月こどもフォーラム説明会)				見守り・支えあいの地域づくり 個別支援部門と連携した地域支援							
保土ヶ谷区	策定推進委員会	●推進会議①					●推進会議②						
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	●つながりde健康づくり(普及啓発) ●広報区版で特集 ●地区の活動発表会 (ほっとなまちづくりフォーラム)											
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	●リーダー会議① ●アドバイザー派遣		●リーダー会議② ●リーダー会議①		●各地区で振り返り実施			●「地区別計画振り返りの手引き」様式配付		●データ集配布 ●地区情報シート更新 ●リーダー会議②		
	区計画の推進・振り返り(評価)	●推進会議で前年度振り返り・今年度 事業計画報告					●推進会議で計画推進の状況共有 (意見交換)						
	職員向け研修(区社協・CP含む)	●地区支援関連研修 ●新任リーダー研修 ●区職員向け説明会		●地区支援チーム研修 (区専門職対象)			●地区支援チーム研修 (区社協・ケアプラザ対象)						
	今年度力を入れる取組等	地区支援チームの情報共有・連携の充実、地区担当者間の情報共有・連携の充実											

区名	取組内容	29年度(推進2年目)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	2月	3月
旭区	策定推進委員会	・推進会議(21日)											
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	・区民まつり(パネル展示、啓発物品) 広報区版(地区取組紹介記事) 福祉大会(地区取組発表)											
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	地区別支援チームごとの動き: 支援チーム会議(情報共有、支援方針検討)、地区別推進会議出席、事業・イベント等への協力 地区連絡会 地区勉強会(詳細未定) 地区ごとに振り返りシート作成、会議等にて共有											
	区計画の推進・振り返り(評価)	各課、区社協、CPからの振り返りシートとりまとめ、分析 推進会議(委員へ報告) 区各課、区社協、CPで振り返りシート作成											
	職員向け研修(区社協・CP含む)	・新任者研修(18、19日) ・リダー連絡会(15、18、19日) ・全員研修(23、26、5日) ・リーダー連絡会											
	今年度力を入れる取組等	広報区版への地区取組紹介記事掲載に向け、地区との協議、取材、編集等											
磯子区	策定・推進検討会	第1回策定・推進検討会 第2回策定・推進検討会											
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	・広報よこほま磯子区版 地区別取組紹介記事掲載 ・スイッチON磯子講演会 福祉大会(区社協と共催) スイッチON磯子まめ通信の発行(4、8、12月を除いて月1回発行)											
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	地区別取組支援(補助金交付及び報告・各地区取組支援)											
	区計画の推進・振り返り(評価)	地区別計画推進会議の開催支援 地域支えあい事業訪問員全体研修会											
	職員向け研修(区社協・CP含む)	・地域支援研修口											
	今年度力を入れる取組等	庁内連携(各地区エリア会議での情報共有等)											
金沢区	策定推進委員会	共有 作業部会											
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	リーフレット作成PJワーキング 広報コラム① 推進プロジェクト 推進委員会 広報コラム② 推進会議 広報コラム③ 福祉保健のつどい 小学校長会で周知 広報コラム④											
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	春期地区推進連絡会 振り返り締切 入稿・校正 納品 秋期地区推進連絡会 進捗確認、課題の検討等 振り返り依頼 年度振り返り・課題の検討等 春期地区推進連絡会											
	区計画の推進・振り返り(評価)	3月末振り返り次年度計画提出 分析まとめ 作業部会 (年3回程度支援担当係長等のコアメンバーを中心にワーキング:【テーマ】学校との連携・専門職の育成について)											
	金沢区福祉保健活動促進補助金	募集(4/1~12月末) 第1期締切 第1期審査会 第1期交付 活動団体のモニタリング・活動支援、申請受理後は随時審査会を開催 精算											
	職員向け研修(区社協・CP含む)	チーム編成 新任者向け説明会 チーム会議① 地域力向上研修 区専門職向け研修 チーム会議② チーム会議③ チーム会議④											
	今年度力を入れる取組等 ⇒分かりやすい版リーフレットの作成(再掲)	リーフレット作成PJワーキング(再掲) 入稿・校正 納品 小学校長会で周知											

区名	取組内容	29年度(推進2年目)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年 1月	2月	3月			
港北区	策定推進委員会	●2/15														
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	★地区計画ニュース回覧 4月末～					区報(CP紹介 ●10/26区民 と合わせて) フォーラム									
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	サポートスタッフ会議(年度当初、年度末、他地区推進委員会にあわせて随時)										地区連絡会	地区計画ニュース作成 (3/中旬)			
	区計画の推進・振り返り(評価)	地区担当係長 ●5/11(研修) 会議(4回/年)					●9/7		区役所各課事 業報告提出⇒		区役所各課 ヒアリング ●1/18		●3/15			
	職員向け研修(区社協・CP含む)	新任職員向け研修 (センター業務)		サボスタ向け研修 (地域特性)		○○研修			○○合同研修							
	施設間連携	★人材育成・交流等について検討														
	今年度力を入れる取組等	★分野別・テーマ別のネットワーク推進と事業化の検討(食の支援・子どもの居場所・助け合い型ボラ)														
		★地区計画推進の支援														
		★策定推進委員との協働による区民フォーラムの企画・実施														
南区	(策定推進委員会)	南区地域福祉保健計画事務局会議(月1回):区社協-事業企画														
	・南区地域保健計画推進連携会議 (みなっち茶屋)	テーマ検討		テーマ決め		メンバー 確定					会議開催		みなっち茶屋 ニュース発行			
	・みなみの福祉保健を考える懇談会												会議開催			
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	広報よこはま 特集号				広報よこはま サブ特集	タウンニュー ス	南なんデー						H29年度 推進状況 レポート発行		
	地区別計画の振り返り(評価) 地区別計画の推進		期末振り返り会 議	→				中間振り返り会 議	→							
	・チャレンジ支援事業助成金	申請受付	検討会	決定通知	助成金交付	交付団体支援						→	発表会	申請受付		
	区計画の推進・振り返り(評価)	取組計画記入 シート回収		シート フィードバック						振り返りシート 提出依頼	振り返りシート 回収		フィードバック	年度取組計画 シート提出依頼		
	・区役所、地域ケアプラザ ・福祉保健関係団体ネットワーク支援	子育て・ボランティア・障害児者ネットワーク支援 随時														
職員向け研修(区社協・CP含む)	転入職員研修 (南区を楽しむ 研修)	地域支援 チーム連絡会 (地福につい て)	専門職向け 地域支援研修 (ソーシャル キャピタル研 修)													
今年度力を入れる取組等 地域支援チーム(地福テーマ関連)						地域支援 チーム 連絡会						地域支援 チーム				
緑区	区プラン推進委員会	①開催						②開催								
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	・PRイベント 「みどりのわ Café」開催			←			・PRイベント 「みどりのわ Café」開催			←			・PRイベント 「みどりのわ Café」開催		
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	・各地区別計画通信発行(1回目)						・各地区別計画通信発行(2回目)								
	区計画の推進・振り返り(評価)	進捗状況確認						進捗状況確認 年度まとめ								
	職員向け研修(区社協・CP含む)	・地区支援チーム新任 者向け研修(4/20)			・地区支援チーム向け 地域支援研修			・拡大地区支援								
	フォーラム・発表会	・社会福祉大会第2部パネ ルディスカッション(2/21)														
	今年度力を入れる取組等	・地域データ集作成(地域包括ケア担当と協)														

【地域福祉保健推進会議】

区名	取組内容	29年度(推進2年目)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年 1月	2月	3月
青葉区	策定推進委員会	【地域福祉保健推進会議】 ●第1回					●第2回						
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)											●健康フェスティバル(パネル展示) ●社会福祉大会(事例発表会)	
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	【各地区別計画推進会議】 ※随時開催											
	区計画の推進・振り返り(評価)	【地域福祉保健計画推進部会】 ●第1回					●第2回						
	職員向け研修(区社協・CP含む)	●地区サポートチーム研修						●地区サポートチーム研修					
	今年度力を入れる取組等	【担い手養成講座(仮称)】		広報よこはまで募		第1期 女性メインコース			第2期 世代等制限なしコース				
	【中学生版青葉かがやく生き生きプラン発行】		協力学校		生徒と意見交換			パンフレット作成		社会福祉大会			
都筑区	計画推進委員会	【第1回】 計画推進委員会 (当該年度の取組全般について話し合い)					【第2回】 計画推進委員会 (当該年度の取組結果・評価について話し合い)						
	区計画の推進・振り返り(評価)	分野別部会 分野ごとの取組状況 や課題等の検討										子ども・青少年部会 高齢者部会 障害者部会 健康づくり部会	
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	地域懇談会の開催						地域懇談会振り返り・地域の活動支援					
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	●つづきあい通信(号外)発行 会議・行事等さまざまな場を活用した普及啓発					●つづきあい通信第17号発行		つづきあい通信通信 第18号発行● ◎広報よこはま1月号 ◎ 計画発表会「つづきあいフォーラム」 「パネル展」および「つづきあい展」				
	職員向け研修(区社協・CP含む)	・地域支援研修 (管理職対象)		地域担当者向け研修(予定)			庁内連携(各地区担当との情報共有等)						
	今年度力を入れる取組等	地区別計画:28年度地域懇談会における声の掘り下げて出てきた今後の方向性について、各課事業への具体化 区計画・地区別計画共通:区・区社協・地域ケアプラザの連携による推進、地域の取組の支援											
戸塚区	策定推進委員会	第1回					第2回						
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	・広報特集		・庁内広報			・区民祭り		・お結び広場				
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	タウンニュース広告(イベントなどの不定期掲載)											
	区計画の推進・振り返り(評価)	補助金申請・交付											
	職員向け研修(区社協・CP含む)	転入者向け研修											
	今年度力を入れる取組等	地域連携チームのチーム内定例会の推進・地域支援体制の強化											

区名	取組内容	29年度(推進2年目)													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	2月	3月		
泉区	泉区地域福祉保健推進協議会 区計画の推進・振り返り(評価)			開催①					開催②				開催③		
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	アクションプラン(地区別単年度計画)の作成								広報地域コラム①	広報地域コラム②	・啓発イベントチラシ配布 ・広報地域コラム③	・推進イベント ・広報2月号特集 ・広報地域コラム④	活動発表会	
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	平成29年度計画の作成					チームリーダー連絡会①				チームリーダー連絡会②	平成29年度の振り返り・地福パネルの作成		地福パネルの展示	
	職員向け研修(区社協・CP含む)	新任リーダー向けオリエンテーション	新任メンバー向けオリエンテーション		スキルアップ研修①					スキルアップ研修②					
	今年度力を入れる取組等	担い手、インタビューの整理、区社協打合			啓発ツール・周知方法について			啓発ツール作成			周知・配布				
栄区	策定推進委員会	●策定・推進委員会													
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	●さかえ・つながるフォーラム													
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	→ 推進 ←													
	区計画の推進・振り返り(評価)	→ 行動計画(単年度計画)の策定 ←		→ 推進 ←						← 単年度振り返り・評価 →					
	職員向け研修(区社協・CP含む)	← 単年度振り返り・評価 →				← 職員向け地区支援研修 →				→ 行動計画 ←					
	今年度力を入れる取組等	→ 地区担当チームの見直し体制検討(総務部との連携) ←													
瀬谷区	全域計画推進懇談会 区計画の推進・振り返り(評価)			○全域計画 推進懇談会										○全域計画 推進懇談会	
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)									○地域福祉保健計画 推進シンポジウム					
	地区別計画の推進・振り返り(評価)			○地区別計画 推進研修会			← かわら版作成支援 →							○地区別計画 推進懇談会	
	職員向け研修(区社協・CP含む)	← 転入責任職研修 転入職員研修 →													
	今年度力を入れる取組等	← 各地区への地区別計画推進講師派遣 →				← 各地区での見守り防災事業説明会 →									

※区の実施状況により、行を足してください。